

平成30年度 半田市補助金等判定会議要旨

平成30年10月17日(水)、18日(木)、19日(金)、半田市役所庁議室において、補助金等判定会議(市民委員審査)を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員(敬称略)

議長 堀寄 敬雄

市民委員 3名

庁内委員 竹部 益世

山本 卓美

担当課

(10月17日) 建築課、都市計画課、地域福祉課

(10月18日) 高齢介護課、生涯学習課、学校教育課

(10月19日) 経済課、子育て支援課、建築課、保健センター

事務局(総務課)

課長 江原 包光

主査 渡辺 富之

書記 西原 健太

目 次

《 10月17日（水） 》

1. 「民間住宅耐震改修費補助金」(建築課) … 1 頁
2. 「木造住宅取壊費補助金・ブロック塀等撤去費補助金」(建築課) … 7 頁
3. 「空き家取壊工事費補助金」(建築課) … 12 頁
4. 「衣浦港振興会負担金」(都市計画課) … 14 頁
5. 「地域活動支援センター負担金（フリースペース）」(地域福祉課) … 17 頁
6. 「社会福祉協議会補助金」(地域福祉課) … 21 頁

《 10月18日（木） 》

1. 「半田市介護予防・生活支援サービス補助金」(高齢介護課) … 26 頁
2. 「半田市地域介護予防活動支援事業補助金」(高齢介護課) … 30 頁
3. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課) … 33 頁
4. 「半田市老人クラブ連合会助成金」(高齢介護課) … 36 頁
5. 「半田市文化協会事業費補助金」(生涯学習課) … 37 頁
6. 「青少年健全育成活動補助金」(生涯学習課) … 40 頁
7. 「小中学校長会等負担金」(学校教育課) … 42 頁
8. 「愛知県学校保健会負担金」(学校教育課) … 44 頁

《 10月19日（金） 》

1. 「畜産環境対策推進事業」(経済課) … 46 頁
2. 「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(経済課) … 48 頁
3. 「中心市街地まちづくり支援事業補助金」(経済課) … 50 頁
4. 「半田商工会議所中小企業相談事業補助金」(企画課) … 52 頁
5. 「放課後児童健全育成事業補助金(入所児童奨励費)」(子育て支援課) … 53 頁
6. 「放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金」(子育て支援課) … 56 頁
7. 「非木造住宅・建築物耐震診断事業補助金」(建築課) … 58 頁
8. 「休日夜間診療運営費補助金」(保健センター) … 59 頁

建築課 補助金－1 民間住宅耐震改修費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

民間住宅耐震改修費補助金について説明します。

本件で協議させていただく補助金は、「半田市民間住宅耐震改修費補助金」と「半田市耐震シェルター等設置費補助金」となります。

半田市民間住宅耐震改修費補助金は、大地震の際に建物の倒壊による災害の発生を防止することを目的とし、倒壊の可能性がある住宅の耐震改修工事に対し補助をするもので、平成15年度より開始し、平成29年度までに346戸の補助を実施しております。

また、半田市耐震シェルター等設置費補助金は、耐震改修を実施しない場合でも、大地震時、設置により人命を守ることができる、耐震シェルター・防災ベッドの設置費への補助をするもので、平成24年度より開始し、平成29年度までに、耐震シェルター6件、防災ベッド1件の補助を実施しております。いずれも、大地震への備えの対策として、住宅の倒壊の抑制と被害の防止などに有用なものと判断し、また、国の耐震化推進の方針もあることから、継続した事業実施が必要ととらえております。

補助額ですが、耐震改修補助は、対象工事費等に対し、限度額を昨年までの90万円から100万円とし、地域振興のため、市内業者で施工のときは40万円の上乗せを維持し、昨年までの最大130万円から140万円へ増額した補助額としたいもので、耐震シェルターは、限度額25万円、防災ベッドは、限度額15万円としています。

平成30年度の協議額は、これまでの実績を考慮し、耐震改修補助については、市内業者施工分22件、市外業者施工分3件の計25件、耐震シェルター等補助は、シェルター3件、防災ベッド1件、として補助上限額で計算しており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金の承認をいただく際の指示事項として、3点の指示ご意見をいただいております。

1点目の、「引き続き、旧耐震基準の住宅のうち、空き家の数の把握に努め、残りの耐震化が必要な数を把握できるようにすること」については、市内の空き家の実態調査を実施し、空き家と確認したものが736戸ありました。まだ、確認中のものもあり確定数となっておりますが、このうち650戸程度は旧耐震基準のものと確認できております。

2点目の、「申請件数を増加させるため、PR方法について有効な手段を検討すること」、については、平成29年度では、事業PRチラシの作成と新聞への折込を新たに行い、地域の防災訓練などの行事でのPR、防災ベッドの展示、自治区との協力による個別訪問であるローラー作戦でのPR、改修相談の随時

開催などの啓発活動に努めました。今後も、ローラー作戦の継続実施や効果的な時期での改修相談の実施、地域行事でのPRなどを行い、耐震化の必要性や制度内容の紹介・PRに努めていきます。

3点目の、「耐震シェルターと防災ベッドの補助率について、公平さに欠ける補助率となっているため、他市の状況も確認しつつ公平な補助率となるよう検討すること」については、認めているシェルター等の費用にバラツキがあること、実績数がまだ少ないこと、県内他自治体の補助額は本市と同程度であることから、当面は現行の補助額が適切として進めていきます。

委員からの事前質問、改修費補助金が31年度は10万円多くなっている理由についてですが、改修費補助金は、国費、県費を活用し実施していますが、国が補助制度を改め限度額を100万円とし、これに伴い県も補助額を増加したため、これに合わせ補助限度額を10万円増額、市外業者施工のときの限度額を100万円とし、市内施工の場合は40万円を上乗せし140万円とし、改修補助の促進を図っていきたいものです。

担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

(委 員) 現状で昭和56年以前の基準で耐震化が必要なものは650戸ぐらい残っているということで、これまで耐震化をやってきた数は除いて残った戸数との理解でよろしいか。

(担当課) 空き家である旧耐震基準の木造住宅が650戸程度確認できている状況です。

(委 員) 昭和56年以前の基準で、実際に人が住んでいて耐震化が必要な数は把握していますか。

(担当課) その部分については、明確な把握はできていませんが、毎年課税情報等を利用するなど概ねの戸数を把握している状況で、今年度については7,300戸ほどあると確認しています。

(委 員) 人が住んでいる住宅ほど耐震化を推進すべきではないですか。空き家は空き家の補助金を活用して補助金の差別化を図るべきではないですか。耐震化件数は毎年20件前後あるようですが、対象件数からすると数パーセントの進捗で、満足な数値になるまで何年かかるか危惧します。

いつ南海トラフ地震が起こるかわからない今だからこそ、本当に必要な事業については、思い切った推進を行わないと人名を尊重するうえでも必要ではないでしょうか。今回補助金を10万円上げることで耐震化率の向上はある程度見込める期待はありますが、例えば国庫補助とは関係なく、半田市独自のプラスアルファの補助を打ち出し、むしろ思い切った税金の投入をすることで、耐震化率の推進

を図る考えはありますか。

(担当課) 耐震化の必要な数については、しっかりと把握できていないところがあります。今後データを整理する中で確定できるようにしたいと思っておりますが、現状では課税情報を活用し、また、ローラー作戦で得た蓄積したデータを基に、必要な数の把握を図っていきたいと思います。

(委員) ローラー作戦は効率よく機能するためにどのような判断や方法で行っていますか。

(担当課) まずは、地元自治区に協力を得る必要があるため、42自治区のうち公営住宅だけのものを除く自治区にお願いし、税務のデータを基に旧基準住宅を抽出して、自治区の方と耐震診断員である建築士と一緒に回っています。

訪問の際には、旧基準の建物であることをお伝えして、まずは耐震診断をしてくださいとお願いし、診断実施することで建物の強さが把握できますので、診断結果によって取り壊しや改修の必要性を訴えますが、金銭的な関係もあるので家具の転倒防止や防災ベッドの購入補助の検討などお願いしています。

(委員) 訪問する中で、金額提示に関する市民の反応はどのようなものですか。

(担当課) 市民の方は、補助金額を増やしてもらえらなら耐震化を検討しようとおっしゃられることはあります。ただし、耐震基準が厳しくなっていることから以前に比べ費用が嵩む傾向にある中で、際限なく補助することもできません。当制度の発足時は補助上限額60万円で開始しましたが現在は市内業者であれば130万円までの補助が可能です。愛知県内の自治体と比較しても少額ではないと判断していますので、このことも含めて耐震化の推進を図っていきたいと考えています。

(委員) 旧基準の建物に住んでいらっしゃる方の多くは高齢の方で、独居などの要因が重なると耐震化に前向きな検討がいただけない状況はありませんか。

(担当課) 実際そういった方々はいらっしゃいますが、建物の倒壊を予防する命を守る手段として、耐震シェルターや防災ベッドも含め訪問時に訴えかけています。

(委員) 私も防災リーダーとして、いろいろと市民の方々に家具転倒防止などPRさせていただいていますが、耐震化についても努力させていただきますので、市としても今後も推進を図っていただきたいと思っております。

(担当課) はい。

- (委員) 先ほど対象戸数が7, 300戸あるとの説明がありましたが、優先順位を付ける考えはありませんか。市役所には各種データがあるので、例として高齢者で介護度が高く理解度が乏しい方などをターゲットにするなど、ピンポイントで推進するような考えはありますか。
- (担当課) 現状では特定のターゲットを絞ったアプローチはできていませんが、今後の個別訪問を行っていく際には、ターゲットを絞ることも一つの手法として検討していきたいと思います。
- (委員) 資料にあります成果の推移の平成30年度の見込みに対する今の実績値はどのような状況でしょうか。
- (担当課) 昨日までにあった平成30年度補助件数は、民間住宅耐震改修補助は8件、耐震シェルター・防災ベッド設置補助金については申請はありません。なお、耐震改修については、現在相談案件として幾つかありますので、実施につなげていきたいと考えています。
- (委員) 申請件数はローラー作戦を実施したことによる成果と見込んでいますか。
- (担当課) 昨年度の事例では、ローラー作戦から申請につながった案件は数件あることから、一定の成果はあったものと考えています。
- (委員) 防災ベッドについては平成24年度から策定した補助要項であることから、政策的に推進する必要もあると思いますので、ローラー作戦に加えてPR方法について検討すべきだと思います。
- (担当課) これまで雁宿ホールやクラシティなどに展示するなどPRを図ってきました。
- (委員) 耐震ベッドは実物を見て触れてもらい、自宅に設置する際のイメージを明確にするためにも展示は有効的だと思います。
- (担当課) 今後は展示や写真によりイメージを明確にできるようPRを検討してまいります。
- (委員) 資料にあります目標値について、28から30年度が40、33、25件と下降提示している中で、今回の31年度は30年度の目標値を維持しています。現在8件の補助件数から30年度の目標の達成は困難が予想されますが、先ほどのPR方法によって目標達成できるとは思えないですが、現状に見合った目標値設定となっていますか。
- (担当課) ご指摘のとおり実績が伴っていないところはありますが、今後PRをしていくことで目標達成につながるものと見込んでいます。
- (委員) 現状のPRでは目標達成できるとは思いません。先ほどの提案のあった展示や様々な方策を複合的に考えないと実現は無理だと思うので、そういった取組みをお願いしたいです。
- (委員) 区長会に働きかえることも有効的だと思います。各区長さん方も各

地区での防災対策は考えていらっしゃるもので、区長会やその前に開催される理事会などで耐震化の必要性を強く訴え、自治区を巻き込んだPRが良いと思います。

(委員) 制度の確認ですが、耐震化を希望する市民の方へ直接補助するものか、施工業者による代理受領の適用はありますか。

(担当課) 今年の5月より申請者の利便性の向上を目的に、施工業者の代理受領制度の運用を開始しました。これまで2件のご利用をいただき、円滑な手続きが可能となったものと認識しています。

(委員) 代理受領制度の運用により利便性の向上が図られる一方で、申請者の補助金に対する意識が希薄になったり、増額した補助額がそのまま工事費に吸収されてしまうようなことはあってはならないので、当制度の丁寧な説明は引き続き必要だと思います。

また、この補助金の終期について、国の補助制度を活用しているものなので、国制度の廃止に伴い終期を迎えることは考えられることですが、担当課として計画的にいつまでに目標達成を実現するなど、具体的なイメージをもって業務にあたるのが非常に大事であるので、意見として申し添えたいと思います。

(委員) 今回の10万円増額提示について、実績が伴っていない中で提案する理由を再確認したいです。

(担当課) 国制度の見直しを図られ、耐震改修の推進を目的に補助額の増額があったため、これを好機と判断し本市としても耐震化の推進に必要なものと判断し、10万円の増額提案をしました。

(委員) 国制度の見直しで補助額の増額があったから、これに合わせて増額する意味では合理性は認められるが、実績が伴わないものにも関わらず増額することは、ある意味ばらまきに近いものと感じるところがあります。

また、市内業者については地産地消の観点から優遇できるよう、市費において40万円のインセンティブを与える規定となっていて、これを踏襲する中で、今回の増額で引き続き40万円のインセンティブを継続する必要性はないのではないですか。具体的には上限額130万円を継続する考えはないですか。

(担当課) 上限額を引き上げることは推進する上で必要なことであり、ばらまきという認識はありません。

(委員) 少し視点を変えて質問します。この国補助金制度は件数に応じた変更はできますか。具体的には、15件の申請を見込んでいたが20件あった場合に増額交付申請が可能でしょうか。

(担当課) 可能であるとは見込んでいますが、国予算の枠の中で補助額を決定してくることも考えられるため、余裕を見た枠取りをしている部分

はあります。

(委員) 全国の自治体が同様の考えでいたときに、実際は国予算が余ってしまうことも考えられます。いずれにしても、実態と予算設計に乖離があることに疑問を感じます。

(委員) 対象となる方は高齢者が多くなると思います。命を守りたい気持ちはお家族みなさんも持っていると思いますが、耐震改修となる大規模な工事や費用が必要なものは高齢者にとっては大変な決断になるので、耐震改修ではなく、耐震シェルターを主とした補助金制度の見直しに切り替えるべきではないですか。

(担当課) これまで耐震改修を推進していく流れはありましたが、命を守ることや居場所を守ることなど、それぞれのご家庭に応じた補助制度の充実を図っていきたいと考えていますので、現行の補助制度の中から選択していただけるよう推進してまいります。

(委員) PRに際し、ローラー作戦では各地区の業者への働きかけも有効的ではないでしょうか。

もうひとつは、この制度の認知度の低さにあると思います。ホームページを見てもこの補助制度につながらない現状です。また、チラシ作製などPRに投資する予算計上についても検討するとよい効果が得られるかもしれません。

(委員) 回覧版や市報においても、できる限り早い時期にPRすることで効果は向上すると思います。

(委員) 委員のみなさんに質問することをまとめます。1点目として、国補助の枠の確保のために実績が15件しかない中で、25件の見込みをしていることの妥当性です。2点目は、国補助制度の見直しにより10万円の増額があった中で、半田市独自のインセンティブ分についても、これに併せ10万円増額していることの妥当性についてです。

(委員) 25件の目標値の設定は無理があると思います。目標達成できていない原因を追究し、この問題を解決するための手段等を考えたうえで設定すべきと考えます。

対象者がこの制度を知っていることが前提であることを考えると、現状のPR方法では目標値の達成は困難であると言わざるを得ません。

実績から見た目標値の設定には無理があると思います。10万円の増額で推進が図られる大きなものになるのかは疑問が残るところです。多くの対象となる高齢者に対するアプローチ方法について熟慮すべきと考えます。

(委員) 皆さんの意見を集約しますと、今のままではいけないことは共通し

ていたことでした。その中でPRの仕方について課題がありました。PRする上でローラー作戦の更なる充実と、特に高齢者に対するアプローチ方法については、耐震改修だけではない安価なシェルター補助などPRの方法について工夫することが重要であります。目標値については無理があるため、件数を削らせてもらいます。市内業者25件を20件、市外業者3件を2件に改めます。なお、実績が重要な事業ですので、PRをしっかりとやっていただきますが、実績が伴わなかった場合には、来年度以降も減額の対象とします。

(委員) 続いて、国補助の見直しによる10万円増額に併せ、市単独補助額も同様に10万円増額することについてご意見いただきたいと思えます。

(委員) 市内業者の優遇面や市外業者だけが増額しているようにみられることも考えられ、10万円増額する考えに異論はありません。

10万円の増額分がそのまま施工業者に吸収されてしまうことのないよう、利用者さんに還元されるようチェック機能を充実してもらうことを条件に市費増額に賛成します。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

民間住宅耐震改修費補助は、市内業者22件から20件、市外業者3件から2件とする。

①補助対象となるもの全体について、PRや宣伝の仕方を工夫すること。

②高齢者には、耐震改修でなく安価で取り組みやすい耐震シェルターを勧めるなど、ターゲットによってPRする内容を変えて、より効果的に補助が浸透するように努力すること。

建築課 補助金－4 木造住宅取壊費補助金・ブロック塀等撤去費補助金

(旧：老朽化建築物取壊補助金)

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昨年度までは「老朽化建築物取壊補助金」として協議させてもらっていたもので、南海トラフ等の大地震に対する耐震化・減災化を推進する必要があることから、平成25年10月に、補助要綱を制定し開始したもので、大地震時に倒壊し、二次災害を引き起こす可能性の高い、耐震性のない木造住宅、およびブロック塀等の取壊・撤去費用への補助を行い、減災化を推進することを目的に実施しているものです。

補助の対象は、二次災害の要因となる可能性が高い、道路・隣地境界に面する耐震性のない木造住宅及びブロック塀等となります。

補助額については、木造住宅取壊しは、上限20万円で、ブロック塀等撤去については、平成30年6月18日発生の大阪府北部の地震でのブロック塀による死亡事故を受け、積極的な対応を行うべきとして、平成30・31年度に限り制度の拡充を行い、拡充する2年間については上限20万円としております。

平成31年度の協議額に関し、木造住宅取壊補助については、過去実績より15件を目標として協議額を計算しております。

ブロック塀等撤去補助については、大阪の地震後、市内の危険なブロック塀について、通学路パトロール、問合せに対する現地確認、自治区よりの報告により、箇所把握を行いました。既に申請により撤去しているものもあり、最終的な箇所数については精査していますが、今後、把握した箇所へ個別訪問し、危険な状態であることと補助制度の案内を行い、補助を利用したの撤去を促していく予定です。

協議額については、7月末時点で想定した申請件数と平均補助額をもとに、31年度が拡充最終年であることを考慮し、31年度の予定件数を200件とし、平均補助額である11万7千円をかけた金額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金の承認をいただく条件として、「PR方法や、住民の説明のしかたを工夫すること。期間限定とするアイデアがあってもよい。これが進むような方策を考えて他の自治体がやっている方法など研究して、最終的には補助金のアップも手かなと思う。」を意見としていただいております。

ブロック塀等撤去補助については、大阪府の地震以降、問合せ・相談及び申請が増加したことから、この機に積極的な対応をすべきとし、制度の拡充を時限的に行うことを決め、今年度より対応することとしました。制度拡充をする2年間のうちで、市内の危険なブロック塀が少なくできるよう、個別訪問等により積極的に補助制度をPRし、利用促進を図っていきます。

取壊補助に関しては、昨年新聞折込時に作成したPRチラシを有効利用し、窓口相談やローラー作戦時などの機会に補助内容を説明し、周知PRするようにしています。

委員からいただいております事前質問として、ここで云う木造住宅は、どのような内容の住宅ですか。空き家取壊費補助金は別途あるので、今現在住人がいて耐震改修も出来ない住宅なのか。もちろん対象の建物が昭和56年5月31日以前に着工されたもので、取壊し後1年は同一所有者が新たな建築行為をしないものとの条件があるが、取壊し後、土地を売却するようなものも補助金の対象になるのかと、いただきましたが、本補助では、昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断した結果、耐震性がなく、地震発生時の倒壊等で道路や隣地に影響を与え、二次被害につながる木造住宅を居住者の有無に限らず、対象としています。また、取壊し後に、土地を親族以外の他の者への売却を検

討しているものは、補助金の対象としています。

委員からいただいております事前質問として、ブロック塀補助について、取壊し請負事業者への見積りも相見積りは実施していますか。事業者で金額の高低差がありますかと、いただきましたが、相見積りの実施を補助条件としていません。また、事業者で見積額には差がある状況となっています。例えば、1メートル当たりの平均額は、1万7千円ですが、ブロック塀の高さや、作業のしやすさ、廃材の搬出のしやすさなどから、1メートル当たりで、3千円から5万円と差のある金額となっています。

担当課からの説明は、以上です。

(委員) 今の説明の中で確認させてください。木造住宅取壊費補助金については20万円までの補助をすることと、この後の提案のある空き家取壊工事費補助金は50万円まで補助する30万円の差額の意味を説明してください。空き家になるまで放置したほうが30万円得する構図になっていませんか。

(担当課) 木造住宅取壊補助金は大地震の有事の際に、軒先が道路へ倒壊するなど二次災害を未然に防ぐために、取壊しに係る工事費を補助することで、市民生活の安全を確保することを目的にしています。また、空き家取壊工事費補助金につきましたは、適切な管理がされておらず、防災、衛生、景観等に深刻な影響を及ぼしている空き家を対象に取壊しに係る工事を補助するものです。

空き家取壊工事費補助金に補助額の差を設けることで、危険度の高い緊急性の高い空き家の取壊しを推進する一方で、危険な空き家を増やさないことや、現在お住まいになっている方々に有事に備えた暮らしを支援するために木造住宅取壊補助金制度を推進していく考えです。

(委員) ブロック塀等撤去費補助金の1件当たりの単価である11万7千円の根拠は何ですか。

(担当課) 今年度7月末現在で40件程度の申請があり、これらの実績の平均を拡充した内容で算出した額となっています。

(委員) 資料にある当初目標値3件に対し、見込値が152件となっているが、予算は大丈夫ですか。

(担当課) 補正予算を9月に計上し確保ができている状態です。

(委員) 直近の実績値を教えてください。

(担当課) 木造住宅取壊費補助金は7件、ブロック塀等撤去費補助金は82件です。

(委員) ブロック塀等撤去費補助金の限度額は20万円ですが、平均単価は11万7千円になっています。実際は限度額までの工事はあまりな

いということですか。また、メートルあたりの単価に大きな開きがあるケースもあるが、適正な工事費での積算となっているのでしょうか。

(担当課) 7月末の実績を見ると、工事費が20万円を超えるケースは多くありませんでしたが、施工する場所や工事内容によっては超過することも考えられます。また、メートルあたりでの価格は、場所や内容によって大きな開きができることもあり得るものと考えています。適正な工事であるかについては、見積書等の内容を見る中で可能なかぎりチェックも行っています。

(委員) 平成30年度は82件の実績があり、年度末までに152件を見込み、平成31年度については200件を見込んでいますが、この根拠はなんですか。

(担当課) 大阪での事故を受けて、職員による市内全域の調査を行った結果、相当数の対象ブロック塀があること、また、時限付で限度額を増額していることも含め、妥当な見込値であると考えています。

(委員) 木造住宅取壊費補助金に戻りますが、空き家取壊工事費補助金との仕組みの違いが分かりづらいと思います。このまま市民へのPRは無理がありますので、対象建物や金額の設定など制度設計をもう一度見直すべきだと思います。

(委員) 取壊費に対する補助ではありますが、その後の建設工事も対なものと考えれば、同一業者であれば取壊費に多くの金額を計上して、不要な補助金の支出も考えられるので、チェック体制の強化は必要だと思います。

(担当課) 取壊に係る工事費についての見積りにて可能な限りチェックは行いますが、建設工事費との総合的な費用の確認はできませんので、委員の指摘する可能性はあり得るかもしれません。

(委員) ブロック塀等撤去費補助の対象を民民間のものも対象となっていますが、公費を投入する上で公道等の官民間に対象を絞るべきではないですか。

(担当課) 民民間のブロック塀が倒壊し公道等に影響が出る二次被害を想定し、民民間についても補助対象とし、要綱についても改定しています。

(委員) 補助対象について、補助金判定会議までに要綱改正が行われていることで、議論の幅を狭くしてしまうことが考えられますが、事務局としての考えはどのようなものですか。

(事務局) 本件は大阪での事故を受けて、事業課が取り組むべき事業を適宜進めていくものと考えおり、民民間も対象とできる要綱の準備がある中で、補助金等判定会議ではその妥当性を議論いただくものと判断しています。

- (委員) 民民間は対象外とすべきで、注力すべきは官民間であると思います。
資産の保全は所有者が管理すべきものであると思うので、民民間は対象外とすべきだと思います。
民地であっても駐車場など不特定多数の方が被害にあう想定もできますが、一方で民民間を対象とすることで、どれもこれも補助対象となる可能性があるので、整理は必要だと思います。
- (委員) まずは、ブロック塀等撤去費補助金の対象を確定したいと思います。
委員の皆さんの意見を総括すると民民間は対象外とすべきであるため、至急その手続きを進めてください。
木造住宅取壊工事費補助金については、従前よりある補助金で、この後に提案のある空き家取壊工事費補助金が新規の補助案件ですので、制度間の不整合については空き家取壊工事費補助金で議論させていただくこととして、20万円を単価とし件数については15件との提案もありましたが、実績をベースにしたギリギリの査定とさせていただき、他事業への有効的な投資ができるよう10件とさせていただきます。
ブロック塀等撤去費補助金の平成31年度200件の目標値は大阪の事故を受けて緊急的な安全確保ができるよう、2年間の時限的期間での増額補助を行うことを踏まえた目標設定となっていますが、現在の実績値82件であることから、より現実的な目標値に改める必要があるため、150件にさせていただきます。
ただし、150件以上の申請があった場合には、補助しないというものではなく、予備費にて対応していきたいと考えています。
- (事務局) 協議額を確認します。
木造住宅取壊費補助金20万円掛ける10件で200万円、ブロック塀等撤去費補助金11万7千円掛ける150件で1,755万円、合計1,955万円です。
- (委員) 以上の協議額とするとともに、適正な工事価格であるかどうかについてのチェック機能については、高齢者の方たちへの不利益や不要な補助金の支出防止の観点からも厳しく行ってください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

木造住宅取壊費補助は、15件を10件に、ブロック塀等撤去費補助は200件を150件にすること。

- ①民地と民地の境界沿の補助は対象から除くこと。
- ②工事費の見積もり内容を担当課でよく確認し、適正な内容であるかチェックすること。

建築課 補助金－５ 空き家取壊工事費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、適切な管理が行われておらず、建築材の飛散などで周囲に影響を及ぼしている空き家が増えてきており、これらの空き家を取壊等することなくしていく必要があることから、取壊工事費に対する補助を実施することで取壊しを促し、市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的として、平成31年度から実施するものです。

空き家に関しては、増加傾向が見られ、管理不全による影響から社会問題化しており、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、空き家に対する施策を推進する方向が示され、本市も本年度、「半田市空家等対策計画」を策定しているところであり、空き家対策として、管理不全な空き家をなくすことを推進していく本補助の実施は、有効なものであるととらえております。

補助の対象は、1年以上使用されていない、損傷等管理不全な状態にある等の要件に該当する空き家となります。

補助額については、県内等他自治体の制度を参考に、50万円が適当と判断し、件数については、補助対象ととらえている空き家の実態調査から判明した損傷等があるもののうち、優先度の高いものに働きかけを行う予定で、15件を設定し、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

委員からいただきました事前質問の、実態調査を踏まえた結果、何件の対象家屋があり緊急性の高い案件数が何件あったかについては、実態調査の結果、空き家と判定をしたものは736件あり、そのうち屋根や外壁などに損傷のある空き家の172件を補助対象ととらえています。また、緊急性が高いとするものは損傷があり、周囲に影響を与えている43件と考えています。

担当課からの説明は、以上です。

【質 疑】

（委員） 空き家の現状の確認をさせてください。現在把握できている空き家は736件あって、172件は当補助対象であるもので、このうち43件は緊急度の高く、当補助対象外となる564件については、先ほどの木造住宅取壊費補助金の対象となる整理でよろしいですか。

（担当課） 564件のうち木造住宅取壊費補助金の対象外となりうるものもありますが、原則的な考え方としてはおっしゃるとおりです。

（委員） 緊急性の高い空き家が43件ある中で、31年度の目標値が15件は少なくないですか。

（担当課） 緊急性の高い43件の中には特定空家候補の数が含まれており、まずはこれらを最優先に対象とし、残りの緊急性の高い空き家につ

いても優先度を見たうえで概ね3か年で計画的に取壊せるよう設定しています。

(委員) 毎年新たな緊急性の高い空き家が増えてくることを考えると、目標値の設定が低すぎないですか。また、取壊しに係る費用は高額になることが見込まれますが、補助限度額の50万円の算出根拠はどこからのものですか。一律50万円であることで不公平が生じないですか。

(担当課) 平成30年度より実施している他の市町を参考にしていること、また、取壊しに係る平均的な費用を160万円と算出し、この3分の1を補助できるよう設定しています。一律設定しているのは、取壊しに係る費用は場所や内容によって様々なものとなるので、平均的な価格設定としています。

(委員) 木造住宅取壊費補助金との違いは明確にすべきだと思います。空き家対策事業でありながら、管理不行き届きなものには50万円まで補助できる空き家へ誘導する結果になりかねませんか。

(担当課) 危険度の高い空き家から取壊していく事業と、これ以上空き家を作らないよう推進していく事業を切り分けて進めていくことは可能だと判断しています。

(委員) 当補助制度は現状の危険な空き家を取壊すことは促せますが、新たな空き家を作らない施策にはならず、そこは総合的空き家対策事業としての制度設計が必要だと思います。

空き家の取壊しに関して国庫補助等が付くことから、国を挙げての課題であることは認識していますが、既存の木造住宅取壊費補助金との棲み分けは明確にすべきで、他市町の補助制度は調べていますか。

(委員) 危険度等から救急性や優先度を見極められているのであれば、補助交付期限を限定する中で金額的なインセンティブを設けるのであれば、整理ができるのではありませんか。

(委員) 放置しておく20万円が50万まで補助がもらえるスキームはおかしいと思います。ただし、国を挙げての重要な課題であり、これまでなかった補助制度を用いて目的を達成するために、市が後押しする姿勢は重要だと思います。その中で、50万円の金額にこだわる必要性はないのではないですか。

(担当課) 危険度が高く緊急性のある空き家の取壊しについて、国の補助メニューに沿った形で市として、これまで取壊しに応じていただけなかった方にも背中を押せるよう、対象者の方の一步が踏み出せる金額を想定したのが50万円でした。

(委員) 木造住宅取壊費補助金との整理は必要で、両制度を堅持しようとする

るには、相反する矛盾点を改める必要があります。例えば両制度を一本化して、危険度の高い空き家の取壊しには50万円ではなく、もっと増額する考えもあると思います。

(委員) 最終的に取壊しが必要となった空き家であれば、金額の違いがなくても制度を利用するのではないですか。補助額を一律20万円とする考えもあると思います。

(委員) 両制度の基となる法律があって、それぞれに目的があり、そこに立ち返り明確にしていくことが重要だと思います。また、空き家対策として今後ますます増えていくことも考えられますので、対象建物を木造にこだわらないことも考えていくべきだと思います。

(委員) これまでの議論を総括しますと、木造住宅取壊費補助金との制度設計の整理をすべきものだと思いますので、当案件は保留とさせていただきます。

【審査結果】 保留：B

制度設計を見直して再提案すること。

都市計画課 負担金－4 衣浦港振興会負担金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この負担金は、昭和34年から、民の視点での衣浦港の利用促進、地域振興、産業経済の発展のための活動に対し交付しているものであり、この組織の要望活動等が、衣浦港の改善や利用の促進の大きな要因になっています。衣浦港の重点港湾選定(H22年度)におきましても、この民間の要望活動の貢献度は大きく、(選定基準：民の活力導入が重要な視点)今後もこの組織の活動は不可欠であり、継続的な交付が必要と考えております。

また、平成31年度の協議額につきましては、積算根拠に記載のとおり半田市、碧南市、高浜市、武豊町の3市1町の負担金を定額60万とし、特別とん譲与税の分配率で算出しています。

なお、昨年度、この負担金を承認いただく条件として「繰越金を減らすこと。定額60万円の見直しをしていくこと。」のご意見をいただいておりますが、このことにつきまして、衣浦港振興会からは、国・県からは、成長と活力のある港に投資がされることから、衣浦港が発展し続けるよう進めていくための活動に必要な予算であると考えており、市町にも現状の負担をお願いしたいとのことであります。現在、要望の実現性を高めるため、要望書を刷新し、具体的に経済効果を示していくことなどの検討を行っており、繰越金は、その費用に充てていくとのことです。なお、平成31年度は、衣浦港振興会の創立60周年であることから、積立金により、記念誌の発行のほか、衣浦港を効果的にPRするため、衣浦港周遊クルーズやドローンを利用した動画作成などを検討し

ているとのことであります。

今後も、引き続き、衣浦港振興会に対して、半田市からの意見を伝えるとともに、関係する碧南市、高浜市、武豊町の3市1町とも連携し、関係市町の意見としても伝えてまいります。

担当からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 平成29年度収支決算書にあります支出のうち、分担金とありますが具体的にどこへ支払っていますか。

(担当課) 確認して事務局を通じて報告させていただきます。

※支出科目の分担金について下記のとおり報告しました。

- ・衣浦検疫協会
- ・日本港湾振興団体連合会
- ・(公財) 海上保安協会衣浦支部
- ・(公社) 名古屋海事広報協会
- ・愛知県港湾経済連合会
- ・(公社) 愛知県港湾協会

(委 員) 収支決算書の一般事業費について、270万円の歳出予算に対して、決算額との差額が100万円近く余っていて適正な予算執行といえないようにみられますがどのように考えられますか。

(担当課) 衣浦港振興会には加盟している民間、行政併せて約300団体の会費にて運営しているもので、会員の総意として予算に対し有効で効果的な支出をしていただくことが本意でありますので、事務局にはこれからも働きかけていきます。なお、31年度の支出計画として記念誌の発行を予定しており、ドローンを用いた空撮など衣浦港の魅力を訴えかけられる内容としていくと聞いております。

(委 員) 会員の総意をもって、衣浦港の魅力を発信してもらおうよう、あるだけの予算を使ってしまおう、などということにならないよう発信し続けてください。

(委 員) 平成30年度収支予算書にあります一般会費の備考欄に1,300口掛ける2,000円とありますが、口数は一人あたりの数なのでしょうか。

(担当課) 平成30年3月31日現在の会員数は283団体ありまして、各団体それぞれ口数の合計が1,295口ありますので、これを根拠に予算計上しているものです。

(委 員) 団体数が市町によって差がありますが、半田市の負担金の割合の妥当性はどのように判断されますか。

(担当課) 団体数の差については民間企業等の数となっており、半田市の負担

額とが直接的な影響はありません。

半田市、碧南市、高浜市、武豊町による負担割合は、前年度衣浦港への入港船の数に応じて国税が分配されますので、これを定額 60 万円に割当てた金額を負担するものとなっています。

(委員) 周年事業を行うとのことでしたが、どれだけの支出予定があって予算書の中ではどこに表記されていますか。

(担当課) 周年事業は 31 年度実施ですので、今回提示させていただいている資料にはありませんが、基金から繰り入れをして 200 万円規模の支出計画があるとは聞いています。

(委員) 現在財政調整基金が 570 万円弱ありますが、ここの基金の適正額は幾らだと考えていますか。

(担当課) 周年事業では 200 万円の支出が想定され、残りが 300 数十万となりますが、大規模災害があった際には衣浦港沿岸の広域での被害も予想されますので、当該年度の年会費が支払えない状況も考えられ、これに相当する金額が基金残額として必要と見込んでいます。

(委員) 31 年度に周年事業を行うとなると、次の 10 年間で 200 万円積み立てていくということですか。

(担当課) 次の周年事業がどの程度の規模のものを計画するかで変わってきますので現時点では何とも言い難いですが、計画次第ではあり得ます。

(委員) 前回の補助金等判定会議において、当負担金について繰越金を減らすことや市町負担金を減らすよう働きかけることが条件でありましたが、周年事業は基金を財源にすることで繰越金は減らないものとなっています。

(担当課) 繰越金は要望書の作成費などの要望活動費に充てると聞いています。繰越金の使途につきましては、3 市 1 町で打ち合わせをする中で、より有効的なものとなるよう衣浦港振興会と話をしています。

(委員) 繰越金があるから立派な要望書を作るという発想ではなく、負担金の減額も含めて協議していきましょう。

(委員) 事業報告書を見る中で、様々な取り組みをしていますが、行政が会費として公費を投資する上で、この事業に期待することは何ですか。

(担当課) 要望活動にかかるものは、衣浦港の整備等に関わることでもありませんし、官民が一致団結して訴えかけられる好機でもあるので、負担のありかたとしては適切だと考えています。

(委員) 衣浦港のイメージアップを含めた PR 活動に係る部分でも、行政としての負担するうえでの期待は大いにあると思うので積極的に働きかけていただくと良いと思います。

(委員) これまでの補助金等判定会議でも申し上げてきましたが、やはり多くの繰越金があることは、過大な会費設定になっているのではない

かとの疑義は生じます。ただ、一方で1,300口の会員がいる中で半田市だけ会費を下げることを要望することは現実的ではないことも承知しています。個別の会費の減額を訴えづらい環境下であるならば、衣浦港が生活に密接な関係をもった重要な港であることを、いかに市民のみなさんにお伝えするか、そのための有効的な事業は何をすべきかは、常に強く投げかけ続けていただく必要はあると考えます。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①民間の会費と比較して市町のみ減らすことは難しいと思うが、繰越金が減らないのは、過大な会費収入が要因の可能性があるため確認すること。
- ②有効な事業を考えて、衣浦港のPRを力を入れてやっていくことを振興会に対して強く要望すること。

地域福祉課 負担金－1 地域活動支援センター負担金（フリースペース）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

地域活動支援センター負担金（フリースペース）は平成18年10月から武豊町の「わっぱる」にて2市3町（半田・常滑・美浜・南知多・武豊）の共同事業として実施しており、武豊町が各市町の負担金をまとめて委託先事業所に支払いしています。

自宅にひきこもりがちな障がい者の方たちを対象に相談機能や創作・生産活動ができる居場所として、社会参加や就労といった自立に向けた支援を行っています。

平成31年度負担金の協議額は、協議書に記載のとおり67万4千円をお願いします。積算は、委託契約金額の7百50万円を半田市の利用者分で案分した金額としています。

なお、昨年度の判定会議で指摘のありました「収入に対し支出が多く赤字になっている」ことにつきましては、損失負担を法人本部から繰り入れており、社会福祉法人の役目として、継続して事業に取り組んでいることを確認しております。

また、国の基本指針として、地域生活支援拠点等の整備を平成29年度末までに整備することとなっており、半田市においても「地域生活支援拠点整備計画」を作成し、その中で強化する機能として市内に地域活動支援センター（フリースペース）の設置を計画し、平成29年度に市内設置を目指していましたが、事業実施ができなかったことから、31年度には公募形式で事業者を募り、市内での事業開始を目指します。このため、市内での設置に至るまでの間、平成31年度も継続して執行したいとするものです。

以上で担当課からの説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) 平成31年度から半田市での事業実施を目標としているとのことでしたが、現在の武豊町で実施している経営状況は赤字ですので、半田市で実施の際には経営に対する対策などは考えていますか。

(担当課) 現在の事業費は約750万円で赤字補てん分を法人本部から充用していますが、半田市にて単独実施する場合には人件費や開設時間等を考慮し350万円程度を計画していますので支障ないものと考えています。

また、2市3町のうちフリースペースを単独で開設していないのは半田市だけ（美浜町と南知多町は共同設置しています）ですので、障がい者の暮らしを支援するために単独設置は必要と考えています。

(委 員) 具体的な利用想定人数や設置職員数などから経営していけるか精査が必要だと思います。現状が赤字経営であることから、半田市での受託してくれる事業者がいないのではないかと心配です。

(担当課) 市内の幾つかの事業所に実施の可能性をヒアリングする中では、実現可能である事業所もあると見込んでいます。

(委 員) 半田市で実施した場合の利用者の見込み数はどのくらいですか。

(担当課) 現在武豊町のフリースペースを利用している半田市の方は、延人数が年間で43名いらっしゃるの、倍の100名程度の利用を見込んでいます。

(委 員) 現在の事業に要する経費と、半田市で実施した際の経費について、もう一度確認させてください。

(担当課) 現在は武豊町にある福祉事業所に2市3町（半田市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町）の障がい者が通えるフリースペースを設置しており、全体の運営費は750万円で、このうち半田市の負担割合として67万4千円（うち、国県補助金5万8千円）を武豊町へ支払っています。

半田市での単独実施となった場合には、事業費として350万円（うち国県補助金112万5千円）を支払うことになります。

(委 員) 半田市での単独実施時期についてはいつからですか。

(担当課) 今回の協議額67万4千円は平成31年度も武豊町で引き続き実施するものと、半田市単独実施も平成31年4月からの実施は困難かもしれませんが、一部重複する形で実施したいと考えています。

(委 員) 同じ目的の事業で重複する時期があるのであれば、単独実施できるまでの期間を武豊町へ支払うべきではないですか。

(担当課) 現在武豊町を利用している方が、明日から半田市でフリースペース

ができるから、すぐに切り替えてというのは、混乱もあるでしょうし、移行期間はある程度必要とと思っていますので、重複する期間が必要ですし、平成31年度は年度の事業費負担金として武豊町へ支出したいと考えています。

(委員) 利用者さんの混乱を防ぐなどの理由で、武豊町と半田市どちらも開設する考え方は理解できますが、先ほど説明もありましたように、半田市の方は市内の設置を熱望されている中で、念願の開設となると思いますので、半田市への利用促進を図って、武豊町に対しては実施月数に応じた負担金の支出をするべきだと思います。

(担当課) 現在の負担金の算出根拠が前年度の利用者数に応じたものを、年度当初に当該年度分の年間負担金を支出しているため、当該年度の月割り負担することは困難であると認識しています。

(委員) 年度途中での減額ができない負担のルールが確定しているのであれば、平成31年度途中に半田市単独実施することは不効率ではないですか。平成32年4月にオープンさせるべきだと思います。

(担当課) 他市町がフリースペースを単独と武豊町の重複実施していたこと、また、現在の利用者の利便性の向上のため移行期間の必要性など考慮した結果、平成31年度に限り両事業に対し支出することに支障ないものと判断しました。

(委員) 負担金の支出を考えた際に、平成31年度に半田市に単独実施できた場合、武豊町に利用者がいないにも関わらず、前年度の実績をもとに支出することに疑問を感じます。

また、会計年度独立の原則の観点からも、前年度実績を基に利用者が当該年度いなくても支出する現在の負担金のルールに問題があると思います。

(担当課) 平成18年度から始まった事業ですが、開始年度にも武豊町へ支出しているのです、どこかのタイミングで現在の運用になってしまいました。

平成31年度の協議額としては年間67万4千円とさせていただき、負担金の運用の経緯を調べる中で、半田市単独実施の時期については再度検討いたします。

(委員) 半田市の方が利用している実利用者数を再度確認させてください。さきほど、実利用数は48名と説明がありましたが、年間での合計人数だと思われまますので、重複する人を考慮すると実質的には数人ということですか。

(担当課) おっしゃるとおり6名か7名と認識しています。

(委員) 半田市で単独実施した際の利用者の見立てを確認させてください。

(担当課) 現在福祉サービスを利用している方もフリースペースを利用いた

くケースなどを想定し、月利用者についても倍の見立てをしています。

(委員) 350万円の事業費で、倍の利用者の対応ができるのか、具体的に計画していただく必要があります。事業を立ち上げて経営が行き届かず中断なんてことになったら、一番困るのは、利用者の方たちなので、経営プランについては計画性をもって臨んでもらいたいと思います。

(委員) フリースペースの設置は国の指示との説明がありましたが、これは設置できないと何かしらのペナルティはあるのですか。設置が必須ではなくペナルティがないとした場合、現状の広域的に事業展開していることは、福祉に限らず他の事業においても必要と言われている中で先進的なものとも解釈できますが、あえて単独設置したい理由はなんですか。

(担当課) まずは、国は障がい者の暮らしを地域で支えられるよう地域生活支援拠点の整備を各市町村に進める中で、施設整備について基本とするとの表現をしておりますが、整備しなければ何かしらのペナルティなどはありません。

半田市単独実施につきましては、やはり利用者を第一に考えた場合に必要であると判断しました。

(委員) 利用者を第一に考えた際に、立地場所も利便性で重要な部分になると思います。例えば青山に作ったとすると武豊町には近く、亀崎の方には遠い施設になってしまうと思うので、立地についてもある程度選定の条件に付すべきだと思います。

(担当課) 半田市内でのフリースペースの設置は、国からの施設整備を基本とする考えの中で、利用者の声を実現できるよう総合計画にも明記しています。設置場所については様々な意見があると思いますので、可能な限り配慮しながら市内設置を目標に進めてまいります。

(委員) これまでの話を総括しますと、平成31年度より事業実施するには立地条件を含め事業スキームが確立されているとは言い難く、また、負担金の考え方も含め、開設するのであれば平成32年4月が適切な時期だと思います。

半田市単独実施に係る事業費について350万円との説明もありましたが、平成32年4月までに、その中身についてフリースペースの運営ができるものか、また、負担金の支出のルールについては、会計年度独立の原則からしても、市民理解が得られないものと言わざるを得ないと思いますので、この2項目について再度検証してください。平成31年度については、67万4千円の協議額として承認することとします。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①半田市としての今後の事業の方向性を検討し、事業のスキームをしっかりと整理すること。
- ②現在の運営形態から抜けた場合でも、負担金を支払わなければならないような負担金の払い方のルールでないか確認すること。
- ③補助が重複することを考慮すると平成32年4月に開設することが適当であり、立地も考慮するなど時間を費やして決定すること。

地域福祉課 補助金－2 社会福祉協議会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、半田市地域福祉計画に定める重点施策の実施について、市に協力し、自主的かつ積極的に取り組む半田市社会福祉協議会に対して交付するもので、当該施策の実施に要する経費を補助することにより、計画の基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の実現に資することを目的としています。

当補助金の交付により、半田市地域福祉計画に定める重点施策のうち、例えば、地域の「ふくし相談窓口」における専門相談員による相談対応や、「ふくし井戸端会議」における地域住民への会議運営支援、「ふくし勉強会」の運営・講師・ファシリテーションその他地域に根ざした多彩な地域福祉活動の展開が可能となり、半田市における地域福祉の推進、住民福祉の向上に大きく貢献しているものと考えております。

なお、社会福祉法第109条第1項において、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、また、同法第106条の3第1項において、市町村は「地域福祉推進に係る包括的支援体制」を整備するよう求められていることから、当補助金の交付は、同法の趣旨を具現化したものであります。

また、昨年度の判定会議で指摘のありました「収益が増え続ける場合の補助金の減額措置」につきましては、後ほど別添資料により詳細を説明させていただきますが、社協職員のモチベーションも考慮した上で、社協の純資産が増加する場合に当該増加分の1/2を補助金から差し引く仕組みを導入したいと考えております。

同じく昨年度の判定会議で指摘を受けました「社協の基金の取崩しルール」につきましては、社協の内部規則において、「基金の設置目的を満たすものであって、社協の理事の総数の2/3以上の同意を得た上で、評議員の議決を得たときに限り処分することができる」規定となっていることを確認しております。

その他、社協に対しましては、市からの補助金を受けて事業実施する以上、

透明性を保ち、しっかり説明責任を果たすことのできる法人運営に努めるよう、適切に指導監督を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど少し触れました、補助金算定上の新しい仕組みについてご説明いたします。P 7 1 追加資料として事前にお配りしました『追加資料 1』をご覧ください。補助金算定上の新しい仕組みについてご説明させていただきます。この仕組みは、社協の純資産に着目し、純資産が増加する場合に、その増加分を交付額に反映させたいとするものです。

まず、純資産を用いる理由ですが、昨年の判定会議のご指摘は、もともと社協の収益の増加部分、つまり「収入と支出」の差額が黒字だった場合に、その部分を減額してはどうかというものでした。

しかしながら、「収入と支出」に着目すると、例えば年度途中で社協が積立金支出を計上すれば、決算時にはその分黒字が目減りしますし、また、繰越累積額を捕捉することもできません。

そのため、現金・積立預金・有価証券・土地・建物その他資産の形態にかかわらず、社協の財務状況を網羅的に把握できる「純資産」に着目し、これを用いることとしました。

次に、【算定式】ですが、従来同様、標準人件費 5 百 5 0 万円の 5 中学校分を計上した上で、ここから、資料では「X (エックス)」と表現している「社協の純資産増加分」を差し引くこととします。

純資産増加分「X」の計算式は、二重線で囲った箇所に記載のとおりですが、直近 3 年間の純資産平均値から、1 年ずらした 3 年間の純資産平均値を差し引き、これに $1/2$ を掛けたものとします。

比較対象を 3 年平均とするのは、単年度限りの特殊要因の影響を緩和するためであり、また、乗率を $1/2$ とするのは、社協職員のモチベーションを下げさせないことを目的としたものです。

また、最近の社協の純資産の状況は資料中段に記載のとおりであり、平成 27 年度及び 28 年度の純資産はそれぞれ前年度に比較して増加したものの、平成 29 年度は一転し、減少という結果となっております。

したがって、直近 3 年間の平均は、その 1 年ずらした前期 3 年間の平均に比べて 1 6 万 6 千円の増加となっておりますが、その増加が 1 0 0 万円未満であるため、端数処理した結果、純資産増加分「X」は 0 円となり、これを算定式に当てはめた 2 千 7 百 5 0 万円を今回の協議額とさせていただきます。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 提案のあった補助金支出の新たな運用は、これまでの補助金等判定会議で行われてきた議論と合っていないところがあるので、再確認させていただきます。

半田市は社会福祉協議会を支えていかなければならない立場であり、倒れてしまうようなことに追い込んでいけないことは大前提にあります。ただし、繰越金として内部にお金があるにも関わらず、例年通りの補助金を入れ続けることについて、いかながなものかと議論し続けてきました。団体によっては、繰越金や基金を一旦、負担している市町へ返還してもらい、そのかわりに今後必要と判断できるランニングコストについては確実に支出していくフレームを作っています。

その中で、半田社協には2億円強のお金を持っているところに、半田市は2,750万円を定期的に入れ続けることが疑問ではないかという議論が必要です。具体的に用途があり、そのために貯蓄しているとか、経営が倒れない範囲のうち半田市からの補助を中断する観点が必要です。

(担当課) これまで社会福祉協議会が障がいや介護のプラン料などで収益を上げた結果多額の資産があることは承知しておりますが、今回提案させていただいたのは、これ以上資産が増えないような仕組みが必要と判断したものです。補助金の2,750万円は、今後も継続してこの金額を交付しても、特殊要因がない限り社協の純資産は減少していくものと試算した金額です。なお、平成29年度は約1,000万円のマイナスとなっていることを確認しています。

(委員) 今回提案のあった運用では、今後の純資産の増加に対する補助額の削減ができるのでランニングコストの部分では理に適っていますが、冒頭で申し上げたとおり、これまでに貯蓄してきたものについての対策が図られていません。

半田市からの補助金がなくても経営が成り立っていて、なおかつ収益事業で利益を生んでいる団体へ、税を投資する必要性について整理が必要だと思います。

社会福祉協議会に限らず、内部留保のある団体は清算して足りない部分を行政が責任を持ってフォローしていく構図を目指すべきだと思います。

(担当課) 社会福祉協議会と協議する中で、基金の用途について地域での活動拠点などの開設費に充てることは確認しています。

(委員) ここ数年で補助金等判定会議からの意見を受けての提言であるとは思いますが、具体性には欠けていると思います。

(担当課) 地域での福祉活動拠点の整備費として2億円を目標に積み立てていると確認しています。中学校区に設置を目指すもので1施設当たり4,000万円ベースとなりますが、具体的な1施設当たりの整備は流動的なもので、同基金は手狭になった社会福祉協議会の事務所

の整備費にも充てたいとしています。福祉活動拠点整備の際には行政として協議に関わってまいります。

(委員) 先ほどから、これ以上基金を増やさないための説明をしていただいています。基金は社会福祉協議会の収益事業でどれだけでも増やしてもらえればよいと思います。その代わり半田市からの補助はだしません、という整理をしたほうがいいのではないですか。

基金をいち早く貯めて、福祉活動拠点の整備を早急に実施すべきと考えます。その整備に際しても、4,000万円ありきではなく、採算性のあるシンプルなものも含め整備していくべきだと思います。

(担当課) 4,000万円を必ず支出すべきとは考えていませんし、すでに設置済みの福祉活動拠点は賃貸物件でありますし、今後の整備についても教育施設や空き家の活用など、様々なもの検討したうえで整備したいと考えています。

(委員) プラン収益については報酬単価が低い現状もあり、民間事業所ではやり手が少ない現状があります。プランが書けないと困るのは利用者さんなので、最終的にはどこかが受けなければならぬとなると、社会福祉協議会に頼らざるを得ない状況も加味すると、収益を増やして基金を積み立てて、福祉活動拠点を整備してもらえるように方針を転換することで、補助金の支出も抑制できると思います。

社会福祉協議会にも独立採算性を用いた経営を働きかけるべきだと思います。

(担当課) 今回提案させていただいた運用は、収益における利益の半分の額を補助金から減額できるものであり、収益のもう半分の利益は社会福祉協議会の業務に対するモチベーションを維持するために必要なものとして制度設計しました。

(委員) お金のためだけではないはず。ふくしの核の部分になるので、市民の暮らしを支える社会福祉協議会としての役割として意識を改めるよう指導することも必要だと負います。

(委員) 過去の福祉活動拠点整備の中で、社会福祉協議会と行政との調整が図られずに、それぞれが所管する拠点となる施設が混在する地区ができてしまった事例があります。やはりこれは、自己資金があることで単独で事業展開できてしまうことも要因のひとつと考えています。ただ、一方で1カ所に拠点を設けることでのメリットもありますが、そこまでなかなか行けない方々などもいらっしゃいますし、今は中学校区ではなく小学校区に拠点があるべきだという流れもあり、拠点を絞るだけの議論ではなく地域の実情に応じたものにすべきだと思います。

(委員) 社会福祉協議会補助金は具体的にどの事業に充てられている補助金

ですか。

- (担当課) 社会福祉協議会には、障がい、高齢など各事業に委託金として事業課が支出していますので、当補助金はどの委託にも属さない事業に対するもので、具体的には「ふくし相談窓口」「ふくし井戸端会議」「ふくし勉強会」などに要する人件費の一部です。
- (委員) 基金の目的が毎年のように変わっている印象を行けます。具体的に計画性をもって何に充てるのかが分からなければ、ただ貯めているようにしか見え、その間は補助金を中断する考えがあってもいいと思います。基金を積み立てるには明確な目標があるべきはずが、市からの指摘を受けて、繰越金が多くならないための基金を組み立てているように見えます。
- (委員) 今回の提案の運用は、ここまでの基金の2億円の積み立ては妥当であり、今後増やさないようにしようとして解釈できてしまいますので、市のスタンスとは乖離すると思います。
- (担当課) これまでの、積立については考慮していないことは事実ですが、補助金と事業額を単純に比較した際にはマイナスであることから、この運用をしていくことで、積立額に計上していた額も事業費に充てていくことになると思込んでいます。
- (委員) 社会福祉協議会の事務所の手狭さは問題で、業務にも支障をきたす可能性はあると思うので、事務所整備に要する費用の積み立ての意義はあります。ただ、一極集中の事務所にするのか、拠点支部的な事務所を設けた運営にするのか、メリット、デメリットを見極めて決めていただきたいと思います。
- (委員) 平成27年度から社会福祉協議会補助金の改革に取り組んで繰越金の額を抑制することには繋がって一定の成果はあったと思いますが、社会福祉協議会と行政の役割などの議論が進まないまま現在に至り、積立金は増えてきた現状はあると思います。
補助金を減額する手法だけではなく、社会福祉協議会に対して実質的な運営をするために、半田市としてのスタンスなどを福祉部が代表して主張すべきと思います。
福祉活動拠点の拠点の意義についても、行政や社協または障がいや子育てなどいろんな見方があると思うので、整理が必要だと思います。
- (委員) 社会福祉協議会補助金に関する問題は大きく、ここで強引にゼロにするとか半分にするということは、論理性に欠けますので、提示額通り2,750万円で承認とします。ただし条件事項として、いくつかまとめます。一つ目は積立金の目的を合理的に整理してもらう必要があります。繰越金を安易に基金に入れるなどのことがないよ

うに次回までに整理をお願いします。二つ目は、拠点整備積立金に関して、ざくっとした計画ではなく将来計画を明確にした拠点整備のありかたを示したうえでの基金の説明ができるようにしてください。この中で、市として小学校区での拠点化を一部地域では進めている現状なども説明してください。3つ目は、支出に対するチェックを強化してください。必要なものに必要な支出する前提の基、繰越金を抑えるために支出を増やすなんてことはあってはならないことなので、地域福祉課としてのチェックを今一度見直してください。もうひとつは、事務局に対してですが、補助金等判定会議の検討基準にある繰越金が補助金額を超えるものという文言がありますが、繰越金が基金等に回されると見えなくなる事業もあるので、表記や運用上の見直しを検討してください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①積立金の目的を合理的に説明できるようにすること。
- ②約2億円の積立金の使途として拠点整備積立金があるならば、将来計画を示し、計画的に整備するようにすること。
- ③繰越金を減少させるための無駄な支出となっていないか、担当課でチェックを強化すること。
- ④拠点の定義について、整理すること。

開 会（市民委員審査：平成30年10月18日（木） 午前9時）

高齢介護課 補助金－4 半田市介護予防・生活支援サービス補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、介護保険法改正に伴い、平成29年度から新たにスタートしたもので、これまでの介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業に組み込まれました。また、介護予防事業が見直され、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと変わりました。これまで介護事業所のサービスとして行われてきました訪問介護（ヘルパーサービス）や通所介護（デイサービス）、が見直し後は、住民等のボランティア団体も参画することができます。

この住民等の様々なサービスを充実させることにより、地域において、支え合うことができる体制整備を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的としています。

また、支える側として高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防につながっていくものと考えています。

平成31年度の協議額は、「訪問型サービスB（生活支援型）」の1回あたりの平均単価と延べ利用者数から積算しています。

「訪問型サービスB（地域支え合い型）」は、時間単価に延べ利用者数を乗じて、積算しています。立ち上げ補助は1団体を予定しています。

「通所型サービスB」（地域支え合い型）は、1団体あたりの平均補助額に、見込み団体数を乗じて積算しています。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として「シルバー人材センターを補助対象外とすること」また、「お助け隊がない地区は設置できるようにすること」につきましては、シルバー人材センターは補助対象外としました。お助け隊につきましては、青山地区にないため、ふくし井戸端会議や地区介護予防・生活支援協議会などで議題にしていますが、現在のところ、まだ設置には至っておりませんので、引き続き意見等をしてまいります。

次に、委員より事前質問のありました、「通所型サービスB（地域支え合い型）の立ち上げ補助団体数は5団体ではなく6団体ではないか」につきましては、すべての団体が新規とは限らず、例えば、げんきスポットから移行する団体も想定しているため5団体としたものです。

【質 疑】

（委 員） 執行協議書の成果の推移に記載されている平成29年度の実績値で訪問型が34人、通所型が43人とありますが、訪問型34人の生活支援型と地域支え合い型の比率を教えてください。

（担当課） 比率については、手元に資料がございません。

（委 員） 地域支え型のサービスを必要としている人がどれくらいいるのですか。

（担当課） 平成29年度の実績でみると、多い月で述べ7人くらいです。

（委 員） お助け隊がない地区の人は、同様の依頼をシルバー人材センターに依頼しているのですか。

（担当課） シルバー人材センターにワンコインサービスといって同様のサービスがあります。シルバー人材センターには全地域に行くことができますので利用できます。

（委 員） シルバー人材センターでサービスを受けると、補助の対象ではないので、利用者の負担はどうなりますか。

（担当課） お助け隊のサービスを利用すると、500円の利用料のうち、400円分を補助しますので、利用者の自己負担は100円となりますが、シルバー人材センターのサービスでは、補助がないため、500円の自己負担となります。利用者側の立場で考えますと、住んでいる地区で自己負担が100円で済む地区と500円払わないといけない地区とがあり、早くお助け隊を作れば、公平に安い金額でサービスが利用できるようなと思っています。

（委 員） 訪問型サービスBに関してですが、問題点として、受ける事業所が

いないことがあると思います。また、周知徹底されていないため、利用者も少ないという現状だと思います。こうした状況の中で、来年度もこの補助金を実施するにあたって、もっと補助金の中身を実態にあったものに変えていってどうかと思います。

- (担当課) ご指摘のとおり、利用者が少ないという状況について、担当課としては、ケアマネジャーの方々に周知されていないことが原因のひとつと考えており、ケアマネジャーの勉強会で再度このサービスの周知徹底をしていこうと考えています。また、引き受けてくれる事業所が増えていかないことについて、実際、生活支援型といっても通常の身体介護も含む形のサービスとなっており、ヘルパーの方が不足している実態もあると思っています。そういった人材を育てることも必要だと感じ、今年度も研修を実施しています。また、研修を受けた方と事業所とをマッチングするような方法を検討しています。
- (委員) 現状では、訪問サービスBの対象者となりうる方にサービスの説明をしても、現状のサービスのままでよいと断られることが多いです。また、ヘルパーの育成と事業所登録に促すといった話をしていましたが、最低賃金が上がってきている中、このサービスのヘルパーだけ単価を下げるわけにはいかず、事業所としてなかなか受け入れることが難しいように思います。このサービスをあえて残していく理由が分かりません。また訪問型サービスAについても、見直しを検討している段階だと思いますが、訪問型サービスAの見直しをするとなると、さらにこの訪問型サービスBの受け手はいなくなってしまうように感じます。その点について、何かお考えはありますか。
- (担当課) 訪問型サービスAについては、現在、介護予防・生活支援協議会等で、その実施の方法の見直しを検討している段階です。まだ結論は出ていませんが、訪問型サービスBと併せて引き続き検討していきたいと思っています。
- (委員) 終期が「なし」になっていますが、この制度が変わって国や県の補助がなくなった場合、市単独でも補助していくものですか。
- (担当課) これは介護保険制度の中で実施しているものなので、市単独ではできないです。
- (委員) そうであれば、終期は「国県の補助が終了するまで」とした方がいいと思います。
- (委員) 要綱の別表第4の訪問B（地域支え合い型）の金額について、補助額400円、利用料100円と記載がありますが、これはトータルのサービス金額を500円に固定して実施するように決めているものですか。
- (担当課) そのとおりです。

- (委 員) 要綱で利用者の利用料を100円として決めているのであれば、事業者から提出される実績報告などで、100円を徴収していることの確認はしていますか。
- (担当課) 実績件数に基づいて、1件400円の支出をしていることは間違いありませんが、その実績報告に100円の徴収をしたかどうかまで確認しているかは把握していません。
- (委 員) 要綱で定まっていることですので、100円を徴収することも条件の1つだと感じます。
- (担当課) どのように実績報告を受けているか、書式も含め、確認をします。
- (委 員) 市側でそのサービス額を500円と定めてしまうことの意味を教えてください。実施する事業者によって、例えば、500円より少なく実施したり、逆にもっと利用料を徴収したりできるようにしてはいけないのですか。
- (担当課) 市内で公平なサービスを受けられるようにするため、一律で500円のサービスとして決めているものです。
- (委 員) そうであるならば、地区によってこの補助金を受けられない地域があること自体おかしいものだと思います。
- (担当課) そうです。なので、できるだけ早く、どの地域でも一律100円の利用料でサービスが受けられるようにしていきたいと思っています。
- (委 員) 制度が発足してまだ新しいということもありますが、全体として制度のPRや浸透度、人材育成といった部分について不十分なものであると感じました。また、現場の実情を行政側がきちんと把握しきれていないなかで、国の制度にのって先進的に取り組んでいるもので、まだまだ、やり方を変えていける余地があるように感じます。まだ、この補助金が始まって3年目ですが、減額となっていると思います。減額の要因は何ですか。
- (担当課) 利用者が少ないことが要因です。
- (委 員) 利用者が少ないということは、利用者のニーズや事業者の考え方と制度自体が乖離しているからだだと思います。市民が利用しやすい、また事業者が市民にお勧めできるような制度となるよう、もっとブラッシュアップしてほしいと思います。
- (委 員) 5頁の地域支え合い型事業所一覧を見ると、同じ地区で実施内容が同じような団体がいくつかありますが、対象となる団体の基準みたいなものがあるのですか。補助金をより多くもらおうと、団体を細分化するようなこともできるような仕組みになっているように思います。
- (担当課) 要綱上で、1ヶ月の必要人数が決まっていますので、それをクリアできる団体でなければ、補助しないような仕組みにはなっています。

(委員) 他市町のやり方を色々調査研究して、より良く、より使いやすい制度となるよう努力をしていってほしいです。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①お助け隊のない地区には早急に作ってもらい、地域支え合い型のサービスの提供ができるフレームを作ること。
- ②制度が浸透していない、また、現場の実情にそぐわないため、現場と話してスキームを作っていくこと。
- ③他市町の事業のやり方を研究し、団体の整理方法や、委託料という整理について、改めて見直すこと。

高齢介護課 補助金-5 半田市地域介護予防活動支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成29年度から新たにスタートしたもので、地域住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、要介護・要支援状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるような地域づくりを推進するために交付するものです。具体的には、市民活動団体等が行う、体操や趣味の活動、サロンなどの事業がこれにあたります。これらの事業を通して、参加者・スタッフ等がふれあい、交流することで介護予防に繋がると考えています。

平成31年度の協議額は、昨年度の協議額と比較して489万円の増額となっていますが、その理由としましては、登録団体の増加によるものです。

29年度は、登録団体88団体でありましたが、30年度は、172団体の登録があり、約2倍となっております。事業開始から1年が過ぎ、この事業が周知され広がってきたものと考えています。

31年度の伸びはこのような伸びはないとみておりますが、30年度4か月の伸びと各地区の公民館等で行われている体操や趣味の活動団体などを勘案し算出しています。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として「団体の定義のあり方を議論して考えていくこと」につきましましては、29年度の活動実績から、補助対象事業の要件を見直し、これまで、1か月あたりの利用高齢者数を延べ20人としていましたが、通いの場が少数のメンバーによる固定した活動とならないように、述べ25名に引き上げました。このことにより、参加者の拡大につながることを狙いとしています。

【質疑】

(委員) 利用高齢者数の述べ人数を見直したとのことでしたが、25名以上というのは、どのように計算した場合の25人ですか。毎月25人

を超えないといけないのか、年間で考えて300人以上として考えるのか、その処理の方法を教えてください。

(担当課) ひと月ずつではばらつきがあることがあるので、年間のトータルの平均として25人以上と考えています。

(委員) そうすると、年間300人以上必要だと思いますが、実際の団体の今の利用人数を見ると、300人を切る団体が結構あります。人数の引き上げをしても大丈夫ですか。

(担当課) 実際に300人を切る団体が出てくることは想定しています。今回の引き上げをきっかけにして、団体に対象者を増やす努力をしてほしいという考えがあるため、人数の引き上げをして、翌年から300人に満たなければ、すぐ補助金を打ち切るというわけではなく、一定の猶予期間を設けていきたいと考えています。

(委員) 猶予期間はどれくらいを考えていますか。

(担当課) 1年くらいを考えていますが、団体とヒアリングしながら考えたいと思います。

(委員) 猶予期間は、はっきりと決めた方がいいです。線引きが曖昧だと、あまり効果がない気がします。

(委員) 要綱を見ると事業実績書と収支決算書を提出することとなっていますが、収支決算書はすべての団体から提出してもらっていますか。

(担当課) すべての団体から提出してもらって、全件確認をしています。

(委員) すべてではなくてもよいので、代表的なものだけでも、補助金等判定会議の資料に添付してほしいです。実際に補助金を出している団体がどういった使い方をしているのか、適正な使い方になっているのか、確認したいです。

(委員) 参加している人数の報告の確認の仕方についてはどのようにやっていますか。

(担当課) その団体に参加される方の名前、住所、生年月日等を記載した名簿を事前に提出してもらい、月の参加人数を別で実績報告として提出してもらっています。

(委員) 人数の確認の仕方についても、団体から提出されるものだけでなく、実際に現場に抜き打ちで確認に行ったりするなどした方がいいと思います。不正が起こりにくい仕組みの検討も必要だと思います。

(担当課) 毎回、172団体の参加人数の確認することは難しいため、一定の時期を見て、抜き打ちで確認に行くなど、やり方を検討します。

(委員) 成果指標の目標団体数として225団体とありますが、現状でも172団体と多くの団体が申請している状況だと思います。これをあと50団体も増やそうという根拠と、いったいどこまで増やしていく考えなのかを教えてください。

- (担当課) まず、50団体増やしたという点についてですが、4月から7月までで10団体くらい増えており、残りの月数をふまえて30団体くらいは増える想定をしました。また、公民館等で活動している団体が各館で1、2団体申請があることを見越して50団体増やした数を目標値としています。また、どこまで増やしていくかという点ですが、実際にはエリアで見ますと、中学校区ではかなりばらつきが出ています。エリアを意識して増やしていき、例えば小学校区など歩いて行ける範囲にこうした団体がどこの地区にもあるというのが理想だと思っています。今後はそういった視点で考えていきたいと思っています。
- (委員) エリアを見ながら、高齢者比率などで必要であれば、そういったところを優先的にするなどの検討は必要だと思います。やみくもに増やすという考えはやめた方がいいと思います。
- (委員) 市民の方からすると、これまで補助金もなく、ただ自分たちが自主的に集まって活動してきたものが、突然、お金がもらえるようになったように感じる人もいると思います。もともと、この制度がなくても自主的に活動している人たちに上乗せして補助を打つような形が本当に妥当なものなのかなと思います。例えば、新たに立ち上げたものだけを補助の対象とするなど、どこかで方針転換が必要だと思います。このままでは際限がなくなっていく気がします。
- (担当課) その点については、担当課としても考えているところでありまして、どこまでも青天井でやっていくということは考えてなくて、例えば、先程も話しましたがエリアで区切って、小学校単位で何か所までを対象とするなど、今後検討していきたいと思っています。また、これまで自主的に活動していた人たちに対して補助を出すことについては、介護保険制度の中でも予防事業ということで先にお金を付けて費用対効果を狙うということは国も認めているところで、継続的に団体を維持していこうとすると、これまで自主的に活動していた人たちも自分たちの会費だけでは運営ができなくなったときに、こうした補助があれば、一つの担保になるのではないかと考えています。
- (委員) 将来的なビジョンも考えながら事業を進めていただきたいと思います。
- (委員) 事業成果から見ても、担当課としては対象事業者の数にこだわりを持っているように感じます。そのために、質に関係なく、とにかく増やそうというものになってしまっているような危機感を感じます。まだ制度として始まったばかりの補助金なので、今後、ブラッシュアップしていったら、本当にこの補助金を必要としている団体に補助

していけるようなものにしてほしいと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①地区ごとの団体数を定めるなど、事業をどのような枠組みにするのか議論し、展望を示すこと。
- ②団体の単位について考えること。数のみでなく質を伴ったものとする。
- ③改正案の補助対象事業について、25人に満たない団体も認める内容だが、猶予期間の設定をするなど、制度のなかでしっかり線引きすること。
- ④団体からの事業の収支決算書をチェックし、適正な事業をしているか、また、支出の内容についても適切か確認すること。
- ⑤代表的な団体の実績報告書、収支決算書を補助金等判定会議の資料として添付すること。

高齢介護課 助成金－1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、市内の各老人クラブ104団体に対し、生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的に交付しているものであります。

協議額につきましては、県の補助基準を基に算出した数値に、会員数加算を足した数字としており、会員数加算以外の部分については、県が2/3、市が1/3を支出することになります。

平成31年度の協議額につきましては、昨年度より、40万1千円の減額で、その理由としましては、クラブ数が2クラブ減少したことと、6つの活動種類すべてを満たすクラブ数が減少したことによります。

積算根拠については、基準額として友愛活動、生活支援活動等6つの活動のうち、実施している活動の数と、平成29年度と比較した会員数の状況により金額を積算しており、この基準額にクラブ数を乗じて算出しています。また、会員数加算をクラブ会員数に応じて加算しています。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として「市老連会長と問題点を含め議論すること」につきましては、現在も老人クラブ会長と課題解決について協議しているところでありますが、まずは、市老連の事業等のスリム化を図るべく事業の見直しを進めています。また、課題を認識してもらうために、今年の6月に老人クラブ研修会として、「魅力ある老人会の活動」をテーマに研修会とワークショップを行い、老人クラブが抱えている課題を自分達のこととして捉えてもらう機会としました。

次に「地区連合の位置づけや実態、地区連合への負担金の使途」につきましては、市内を亀崎・乙川・半田・成岩の4地区に分け、市老連と単位老人クラ

ブを繋ぐ役割を担っています。地区連合への負担金28,000円は、地区ごとのスポーツ大会を開催するときなどの活動経費として使われています。

【質 疑】

(委 員) 地区連合について少し分かりません。これは会長などがいて、組織体みたいなものになっているのですか。

(担当課) そうです。4地区それぞれに会長、副会長がいて、それぞれ地区ごとのスポーツ大会とか福祉大会などを実施しています。

(委 員) 地区連合の活動実績や収支報告などが資料になく、その実態が分かりません。実態が分からないので、本当に必要な組織なのか分かりません。そこに負担金として28,000円も支払う必要がわからないです。

(担当課) 実際、地区連合が単位老人クラブを取りまとめている役割があります。地区連合がなければ、単位老人クラブがばらばらで活動することになってしまうため、必要であると考えています。

(委 員) 地区単位で活動することはできないのですか。単位老人クラブではなく、地区単位にまとめて、地区毎に補助金を出すような形もできるのではないかと思います。

(担当課) 実際、単位老人クラブごとで活動は実施しております。

(委 員) いずれにしろ、地区連合の活動が分かるような会計報告などを見てみたいです。その活動の中身が分からないと、本当に必要なものなのかが見えてこないです。

(委 員) 収支決算書の収入の部に予備費とありますが、この中身はどんなものですか。

(担当課) 予備費という名称になっていますが、その中身は区からの助成金や資源回収した時の収入、公園管理を実施している事業の収入等をまとめて予備費として計上しています。

(委 員) 別に会計があるわけでないということでもいいですか。

(担当課) 別会計はありません。

(委 員) 資料についている収支報告書は、単位老人クラブが第1や第2と別れていますが、どのクラブのものですか。

(担当課) 単位老人クラブ自体が第1から第4まですべてがまとまった収支報告です。

(委 員) 元々1つの単位の老人クラブがこの申請のために、人数で第1から第4に分けているだけのことで、活動は1つで実施しているから収支報告書も1つとなっている現状があります。

(委 員) 通常、要綱等でそういったものは単位老人クラブごとだという規定があるのではないですか。

- (担当課) 会計は単位ごとという明確には記載がなく、現状のようになっています。
- (委員) 要綱と運営要領をもってして、補助金を出すということで、素直にこれらを読むと、たとえ単位ごとに補助金と明記がなくとも、単位老人クラブでの申請となるような気がします。
- (委員) 前で議論した半田市地域介護予防活動支援事業補助金と同じような対象事業となっているように思いますが、どのような整理をしていますか。
- (担当課) 両方の補助金はもらえないように整理しています。
- (委員) そのチェックはできていますか。
- (担当課) 半田市地域介護予防活動支援事業補助金の申請段階で、ヒアリングしながら、確認をしています。
- (委員) 会員数について、同じ人が登録されているようなことはありませんか。
- (担当課) 同じ人がいないことは名簿で確認をしています。第1高砂会だと73人、第2だと78人、第3は46人、第4は39人と報告を受けています。
- (委員) 今の話の中で、運営要領の中で「おおむね50人以上」とありながら、46人や39人でも認めている理由が分かりません。人数が50人を下回ったのであれば、第3と第4は統合してもらうよう誘導しなければいけないのではないですか。
- (担当課) 指導していかなければいけないとは思っていますが、実際はそこまで実施はできていないのが現状です。
- (委員) 年齢条件ですが、運営要領ではまだ60歳以上となっていますが、前々からその年齢を上げる議論があって、市老連の会長に話をしていると思います。その後はどうなっているのですか。
- (担当課) 市老連の会長と話をして、65歳以上に引き上げようということで合意はいただいており、平成31年度からは65歳以上という標記に変わるよう今動いています。
- (委員) 会員数も減ってきていて、運営に係る費用も少なく、現状のような補助金の支出となっていますが、どこかのタイミングで本来の趣旨に合った形に適正化をしなければいけないものだと思います。
- (委員) 介護保険の方でも予防事業ということで補助金が増えてきていて、一方で老人クラブの会員数は減ってきている中、全体を見て、制度設計していく必要があると思います。
- (担当課) 介護保険の予防事業と老人クラブが実施している事業と重なる部分もあると思いますので、全体を見て検討していこうと思います。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

引き続き、他事業との重複や、本当に今の時代のニーズに合っているのか、会長と協議し、助成金のフレームを作っていくこと。また、地区連合の会計報告を補助金等判定会議の資料として添付すること。

高齢介護課 助成金－2 半田市老人クラブ連合会助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金につきましても、平成5年度から市の施策として実施しているので、半田市単位老人クラブの上部団体にあたる、半田市老人クラブ連合会に対し交付しているものです。この助成金についても愛知県の補助基準に基づいた金額と市の独自制度による補助額を足した金額を協議額としています。

本年度の協議額は、老人クラブ会員数が減少したことにより、35,000円の減額となっております。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として、1点目「老人クラブのあり方を会長と協議すること」につきましては、先程述べましたとおりであります。市老連の業務負担を軽減できるよう、市老連のスリム化に向けて引き続き議論を継続してまいります。

2点目の「友愛基金制度を解明すること」につきまして、愛知県老人クラブ総連合に確認しました。この基金の目的は、高齢化の進行に伴って、財政負担が重荷となって、国や県・市町村からの老人クラブ活動費の助成金が無くなることも考えられるため、将来に備えて老人クラブの自主財源を確保し、財政基盤を確保することを目的としています。

この基金の用途につきまして、組織の充実強化・財政基盤の安定化を図るため、運用利子の2/3は各市町へ活動助成金として配分されております。1/3は県老連の事業等に充てられています。

3点目の「各部の収支の実態解明」につきましては、各部会の会計報告書を確認し、その結果余剰金は毎年度精算し、連合会に返還するよう指導しています。

4点目の「助成金名称を分かりやすい表記にすること」につきましては、備考欄に一部記載をさせていただきましたが、まだ分かり難いところもありますので、項目欄も変更できないかと考えています。

【質 疑】

（委員） 改善点で説明のあった、会計報告を確認して余剰金を連合会に返還するよう指導したとありましたが、これによって繰越金が倍近く増えたということですか。

（担当課） 繰越金が大きく増えた理由は、前年度にはんだ山車祭りが開催され、

そのためにスポーツ大会が中止になったことによるものと聞いています。

(委員) 友愛基金について、説明をお願いします。

(担当課) 昭和60年当時から県下市町村に対して、愛知県老人クラブ連合会が、高齢化に伴い、国や県や市が色々な財政負担が必要となってきたときに、老人クラブの活動の助成金自体が打ち切られてしまう可能性もあるという危機感から、自主財源を確保していきたいと考え、当時の金額で5億円を各市町で按分して徴収することが決まり、半田市として8,050,000円を目標に積み立てなければならず、それに対して、毎年20万円を積み立てている状況です。

(委員) 最終的な基金の使途を教えてください。

(担当課) 県老連に確認はして、検討はしているそうですが、まだ確定はしていないとのことでした。

(委員) 平成29年度の収支決算書を見ると、女性部バザー積立金寄付とありますが、この説明をしてください。

(担当課) 平成29年度で女性部が廃部となり、明朗会計のために、これまで女性部が持っていた会計から、寄付という形で繰越金等を返金させたものです。

(委員) 各部で会計を持っているということですか。

(担当課) そのとおりです。

(委員) 各部の会計でどれだけ繰り越されているのかが見えません。例えば、女性部は廃部に伴い寄付として繰越金等を入れていますが、同じように編集部が廃部になっていたり、ラージボール部が休部になっていたりします。これらの部には繰り越された金額はなかったのか不明です。そういった資料も必要だと思います。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①老人クラブ会長と引き続き、助成金の在り方について相談すること。
- ②女性部が解散することで、老人クラブ連合会に寄付金が入ったことで、女性部の中で留保していたお金があったことがわかったため、他の部についても会計のなかで余剰金はないか、あればどれだけあるのか示すこと。

生涯学習課 補助金－2 半田市文化協会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、昭和54年度から市民の文化意識の向上と芸術文化活動の振興を図ることを目的に交付しているものです。芸術祭を通して市民が質の高い芸術や芸能等に触れられる機会を提供しており、文化協会会員の文化活動並び

に文化事業を振興することが市民の文化意識の高揚と文化の発展につながるものであり、継続的な交付が必要と考えております。

平成31年度の協議額は、市民の文化意識の高揚と文化の発展を図ることができることから、平成30年度予算と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、当該補助金の指示事項として、「会員獲得をこれからもしていき、財源を半分は確保できるようにしていくこと。」とのご指示をいただいております。それについては、文化協会役員が各種イベント等に出向き文化団体へ直接声を掛けるなど、また賛助会員の募集について、商工会議所に協力していただき、賛助会員の案内を送付するなど、適切な事業実施を指導しました。

【質 疑】

(委 員) 平成29年度の決算報告書で、支出の項目に芸術祭費と知多部芸能大会とありますが、この違いを教えてください。

(担当課) 芸術祭は、文化協会が毎年度、雁宿ホールで一堂に会して発表会や作品展を開催するもので、知多部芸能大会は、知多半島の各市町の文化協会が持ち回りで実施しているもので、平成29年度に半田市が担当市として支出のあったものです。

(委 員) 芸術祭の費用が年度によって、ばらつきがあるように見えますが、これはどうしてですか。

(担当課) これは、平成29年度が知多部芸能大会の中で、通常芸術祭で実施している事業の一部を実施したため、費用として額が少なくなっていますが、通常110万円から120万円程度の事業費がかかっているものです。

(委 員) 平成29年度の決算額では、芸術祭費と知多部芸能大会の費用を足しても80万円程度ですが、なぜですか。

(担当課) これは、知多部芸能大会の開催によって、他の参加市町からの負担金や協賛金が入って、経費が一部安くできたためです。通常の市単独で実施する場合は、同程度の金額となっています。

(委 員) 会費と賛助会費について、会則を見ても会費の金額がありませんが、1口いくらですか。

(担当課) 賛助会費については、1口2,000円で、平成29年度ですと97口で194,000円の収入となります。

(委 員) 会費について、昨年資料を見ると団体が1,000円から3,000円、個人が800円から1,000円に上げたみたいですが、これによって会員を辞退する人は出なかったですか。

(担当課) 会費を上げたことによって辞める人はいませんでしたが、会員の方たち自身が高齢のため、団体がいくつか解散したということはありません。

ました。

- (委員) 今後、会員は減少していくということですか。
- (担当課) それを食い止めようと、各種イベント等に出向いて、会員の募集に努めている状況です。特に若い世代の方に加入してもらえるよう声かけをしています。
- (委員) 決算報告書の支出の部の役務費に外部監査謝礼とありますが、どなたに何を見てもらっているのですか。
- (担当課) 市役所のOBの方に、文化協会の決算報告書について領収書や支出先が適切かどうか見てもらっています。
- (委員) 外部監査をお願いしないといけない理由があるのですか。
- (担当課) 以前は外部監査をお願いしておりませんでした。文化協会の事務局の方も高齢化が進んでおり、数年前に不適切な会計処理が行われていると、この補助金等判定会議で指摘を受け、それを契機に外部の方に監査をお願いしています。
- (委員) 外部監査としてやっても、無報酬でやっている場合もあると思います。何年も外部監査に謝金として出していますが、違ったやり方はできないものですか。
- (担当課) 文化協会と調整して検討させていただきます。
- (委員) 積立金は周年事業に充てるということで、平成31年度で使用することですが、事業費としていくらぐらいを見込んでいますか。
- (担当課) 今のところ60万から70万円程度を見込んでいます。
- (委員) 現在、120万円程の積立金があり、60万円支出しても半分くらいが残ると思いますが、残金についてはどう処理する予定ですか。
- (担当課) また、次の周年事業に向けた積立金の一部とします。
- (委員) 単純に周年事業に60万円程度の支出であれば、同額程度残金として残るので、次の周年事業について積立額の減額ができるように思います。
- (委員) 支出の部の部門事業費について、平成28年度が30万円実績に対して、20万円と少なくなっていますが、事業活動が落ちているということですか。
- (担当課) 活動に係る費用として、補助しているものです。
- (委員) 30年度の予算を見ると、20万円となっています。今後は20万円を実施していくということですか。
- (担当課) そうです。
- (委員) 30年度以降は10万円を減額し、実施していくのであれば、協議額自体10万円減額してもよいのではないですか。
- (担当課) 芸術祭費を増額しており、文化協会として力を入れるところをどこにするかということの検討の中で、部門事業費を削って、芸術祭費

に力を入れていこうということになりました。

(委員) それでは、総事業費に対する補助額190万円が固定で、その中であれば、自由に予算を動かせるような仕組みになってしまい、そのやり繰りでいくらでも会計をごまかせてしまいます。部門ごとの事業費や活動費に対しても生涯学習課がしっかりとチェックをすべきです。また、芸術祭に力を入れるとしても、際限なく支出はできないので、適正額を検討することも必要だと思います。

(委員) 事業費の支出の中に「褒賞費」とありますが、この支出の内容について説明してください。

(担当課) 褒賞費は毎年、文化協会の総会の時に半田市文化奨励賞を選出し、賞状やトロフィー、賞金等を渡しています。

(委員) 文化協会の支出として会費等で出すのであれば、問題はないですが、補助金の一部として税金から支出するのであれば、直接市側で実施する方法でもいいように思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①表彰にかかる事業について、協議会費で支出するのでなければ、市の補助として支出するのに適したものとすること。
- ②各部の予算執行状況をみると事業の透明性に欠けているため、適正な使途となっているか改めて事業費をチェックすること。
- ③周年事業にかかる予算について、本当に積み立てる必要があるのか整理すること。

生涯学習課 補助金－3 青少年健全育成活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成3年度以前から「青少年の健全育成の推進」を図るため交付しているもので、行政が直接実施するより効果的に実施できる青少年の非行防止巡回活動、啓発活動、親子ふれあい事業などの活動を行っており、次代を担う青少年が心豊かに健やかに育つための取組みは重要であることから、継続的な交付が必要と考えております。

平成31年度の協議額は290万円で、30年度から6万円の減額となります。その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりですが、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団の各加盟団体が1団体ずつ、計3団体が減少したことによるものです。

なお、昨年度、当該補助金の承認条件として、「どの部分に補助金を使うのかということを確認にして、使途についても一度精査すること。」とのご意見をいただいておりますが、それらについては、会合等において、補助金の目的の

説明を行い、青少年健全育成に係る事業費を記載した別様式を提出させることで、補助金の使途について共通認識を図りました。

【質 疑】

- (委 員) 全体として、団体から提出された収支報告書等のミスがとても多いです。本当に生涯学習課でチェックしているのか疑ってしまいます。
- (委 員) ボーイスカウトの決算資料の事業費が予算も決算も端数がない綺麗な数字となっていますが、こういったものですか。
- (担当課) 上限額として補助しており、実際にこれ以上かかった費用は、団体で負担している状況です。
- (委 員) 実態のチェックはしていますか。
- (担当課) ボーイスカウトについて、そこまでチェックはできていません。
- (委 員) 上限として補助していても、上限までいっていない場合もありますので、細かくチェックすべきだと思います。
- (委 員) 巡視活動費について、成岩地区の収支決算書を見ると0円となっていますが、生涯学習課として基本的に補助金をどのように使ってほしいという思惑はないのですか。
- (担当課) 成岩地区については、巡視活動自体は実施しているのですが、そこに費用はかけず、今回は講演会を実施し、そこに費用を充てたと聞いています。
- (委 員) 生涯学習課として、補助金を支出している目的として最低限実施すべき事業というのは明確にしておくべきだと思います。また、補助金全体の透明性を確保するために、巡視活動に係る補助額について、一定の基準額を示すべきだと思います。
- (委 員) 少年を守る会について、クリアファイルを配ったり、タオルを配ったりなどしていますが、団体側からすると、45万円の補助金をもらっているから作っている現状があると思います。
- (委 員) 自発的にやっている団体でも、団体側が思う適正な事業費以上に補助金が出てしまうと、その分を使い切らないといけないという感覚になってしまい、それがまた負担になっているのではないかと思います。また、少年を守る会など会長職が変わっていく団体だと特に前年度実施しているからそのまま実施するといった発想があり、また問題点を是正する前に次の方になってしまうため、改革ができていかないように思います。その点について、少年を守る会の人と話し合いの場を設けることはできないですか。
- (担当課) 少年を守る会については、年に2回ほど話し合いの場があります。以前にその話し合いの場において、事業をたくさん実施するところ

にたくさん支出する形に変えてみてはどうかといった相談をしたことはありますが、その時には、無理に事業を実施しているという団体はいませんでした。

(委員) そうだとしたら、クリアファイルを作るといった団体に対して、本当に必要なものであるかどうかといった視点で生涯学習課が確認する必要があると思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①補助金の収支決算書など、提出された書類のチェック体制を強化し、ミスのない形にすること。
- ②補助金交付先の各団体の支出内容についても確認し、使い切りではなく必要な事業に対する補助となっているのかチェックすること。
- ③巡視活動費を支出しない団体も認めるなど支出内容にばらつきが生じている。補助金の使途を明確化するために、支出金額を含めて、事業課としてのスタンスを明確にすること。

学校教育課 負担金－2 小中学校長会等負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

校長会等は、役職や立場を同じくする者が集まり、情報交換や研修会などを通して、よりよい学校運営や教員の資質向上に努めるとともに、学校環境の整備など国や県への要望活動を行っています。同一地域内での情報交換や国や県の動向についての情報収集の機会でもあり、いずれの会も、県下で全ての教育委員会が加入していることから、加入は不可欠と考えています。

本年度の協議額については、役職者一人あたりの単価は同額ですが、学校事務職員の増員に伴い、昨年度から4千円増額しております。

なお、昨年度の補助金等判定会議の承認条件である「会ごとで決算書の項目が異なっており統一を事務局に提言すること」につきましては、それぞれが独立した組織であるため、直ちに統一することは難しいですが、可能な組織から統一を呼びかけていきます。例えば、事務局は輪番制であるため、事務局が半田市になった際には、統一できるようお願いしていくことを考えています。

また「知多地方小中学校教頭会の決算書において、繰越金が出ないよう事務費等で調整していること」については、適正な予算執行を事務局に働きかけた結果、不用額が繰越金としてきちんと計上される形に改まりました。

【質疑】

(委員) 平成29年度知多地方小中学校教頭会の決算報告で、予備費1,296円を支出していますが、この内訳を教えてください。

- (担当課) 負担金を振り込んだ際の振込手数料と、講演会を開催した際の講師の水代と聞いています。
- (委員) 知多公立小中学校事務職員研究会の平成29年度収支決算報告書の総務部費、広報部費、研究部費が予算額に対して、決算額が増減なく、ちょうどの金額となっていますが、余りの額がないということですか。
- (担当課) 事務局に確認したところ、これらの費用については、毎年予算額をきっちりと使用するため、残額が少なくなってきた際に業者と値段交渉して、余りなく使っているとのことでした。
- (委員) 無理に使うことはなく、余ったら次年度に繰り越すなど、適正な支出に努めるべきだと思います。
- (担当課) 事務局としては、予算が余ると次年度以降に予算が削られるといった心配もあって、使っているとのことでした。
- (委員) その考え方自体を改めてもらう必要があると思います。
- (担当課) 事務局に申し入れをしていきたいと思っています。
- (委員) 全国連合小学校長会の負担金が5,500円で、全日本中学校長会負担金は6,500円で1,000円の金額の違いについて、教えてください。
- (担当課) 把握しておりませんので、確認します。
- (委員) 事務職員研究会の決算書を見ると、会議費が15万円ほどで、校長会の会議費は1万8千円と大きく差があります。おそらく、事務職員研究会には会議費の項目の中に研修会費が入っているのではないかと思います。項目が統一されていないがために、比較がしにくいものになっており、中身についての議論ができない状況だと思います。早期に項目の統一ができるよう努めてください。
- (委員) 知多地方の会から、上部団体に対して負担金の支出はしていないのですか。もし支出しているのであれば、決算報告に出てこないようになっていきますので、支出している額が明確になるようにしてほしいです。
- (委員) 小中学校長会の研修費と旅費の詳しい支出の内訳について教えてください。
- (担当課) 研修費の中身については、手持ち資料がないため、確認して報告します。旅費については、知多半島内の校長が月何回か開催する会議に出席する際の費用です。
- (委員) 旅費については、実費を負担する形ですか。
- (担当課) 平成28年度については12万円の支出をしていましたが、その中身の確認をしたところ、知多半島内の校長に会議の出席手当のような形で定額1万円を支出しています。

- (委員) 支出の仕方として適正な形とは思えません。他の会では旅費としての支出は出ていないと思いますが、校長会だけ出しているとしたら理解できません。県から旅費は出たりしないのですか。
- (担当課) 県も旅費の支出はありますが、県からは十分な旅費が出ないと聞いているので、もしかしたら、そういった経緯もあるかもしれません。
- (委員) 公務として会議に出席するのであれば、県が旅費を全額支出すべきだと思います。県からの旅費が足りないからといって、会が負担する形はおかしいと思います。
- (委員) 決算書の支出の内容が分かり難く、中身の議論しようとしても推測で議論することになってしまいます。もっと具体的な支出の中身が分かる様にしてほしいです。
- (委員) 校長会と教頭会の決算報告書の監査日について、会計年度は4月1日から3月31日となっておきながら、31日より前に監査を受けているような資料となっています。適正な日にちとなるよう指導してください。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①他の会の旅費がないにもかかわらず、校長会の旅費は計上されているが、他の会との違いや旅費支出の実態も含めて見直しすること。
- ②各会における会計報告の支出項目にばらつきがあるため統一し、また、具体的な支出内容がわかるよう備考に記載するなど、報告書の作り方を見直すこと。
- ③上部団体への拠出金があれば、支出項目に明記し、分かり易くすること。

学校教育課 負担金－4 愛知県学校保健会負担金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この負担金は県内の幼稚園・小中学校・高校、及び特別支援学校に通う児童生徒の健康維持を目的とする「愛知県学校保健会」への負担金で、研修会や調査研究を行うとともに、日本学校保健会など上部組織との連携や関係資料の刊行・紹介などを行っています。

本会の研修会には半田市からは学校医、養護教諭、指導主事などが参加し、情報交換など資質の向上につながっております。

今年度の協議額は、算定の基となる児童生徒数の減少により、昨年度より2千円の減額となっています。

なお、昨年度の承認条件である「決算書における積立金の取扱いを改め、明朗会計になるよう事務局に提言していくこと」については、事務局に改善を働きかけた結果、5年ごとに作成する冊子の費用を積み立てるための特別会計を

平成29年度から設けることになり、適正に積立金を管理する体制に改めています。

【質 疑】

(委 員) 冊子の費用はいくらを見込んでいますか。

(担当課) 2,600冊を作成する予定で、費用としては、前回は例として250万円ほどを見込んでいます。

(委 員) 次に冊子を作るのは32年度ですが、現在110万円しかないですが、どのように積み立てていくのですか。

(担当課) 単純計算すると毎年度50万円を積む必要があると思いますが、平成30年度の予算では10万円となっています。おそらく、予算上では低く見積もって、実際の決算の時には50万円積む予定ではないかと思っています。

(委 員) 予算の見積もり方が適正ではないということですか。

(担当課) 予備費の金額を見ると、50万円を積み立てる余裕があるはずなのですが、何故今年度10万円としたのか、正確なところは把握しておりません。

(委 員) この予算は誰が作っているのですか。

(担当課) 事務局が愛知県の保健衛生部ですので、県の職員が作成しています。

(委 員) 課長も言われたとおり、予備費が十分にあるのに、積立金を10万円としたのは理解できません。最終的に50万円積み立てるのであれば、予算上も50万円を積立金として計上すべきです。

(委 員) 予備費についてですが、毎年81万円を計上していますが、この81万円の根拠は何ですか。

(担当課) 数年前に多額の返還金が発生し、その後一定額は色々な事業費で使用しましたが、その残額が81万円として残っている状況です。

(委 員) 頑なに予備費に毎年81万円を残しておく必要性はないように感じます。

(担当課) 会としては、特定の事業の返還金として発生したので、今後関連する事業が出てきた時にこれを充てるために、予備費に残しているということは聞いています。

(委 員) 予算の概念からいくと、予備費にずっと残していくものではないと思います。そもそも、返還金の残額であれば、各市町に返還すべきですし、目的をもった資金として残すのであれば、特別会計か基金に移した方が会計上も明朗だと思います。

(委 員) 2,600冊作成するとのことですが、誰に配布する冊子ですか。

(担当課) 養護教諭の先生に配布しています。

(委 員) 「管理と指導」の冊子を5年に1度作成するとのことですが、5年

に1度の周期が適正なのですか。

(担当課) 変更の度合について、詳細に把握はできていませんが、5年に1度は変更しなければ、教育現場に影響が生じるものであると判断しております。

(委員) 積算根拠に「園児・児童・生徒割」とあり、幼稚園も含んだ数字で積算されていますが、会の事業報告等を見ると、幼稚園に対する活動があまり見られないと思います。幼稚園まで含む必要性があるのですか。

(担当課) 会の規約においても幼稚園は含まれた会となっており、また、幼稚園にも養護教諭が配置されておりますので、必要なものと判断しています。

(委員) 負担金の割合で見ると、小中学校が500万円、県立高校が1,000万円の負担で、比率で見ると1:2の関係性だと思いますが、実際の事業費で比較すると、研究大会費では小中学校が30万円、県立高校が110万円で1:3程度であったり、研究助成費では小中学校が50万円、県立高校が300万円で1:6の関係となっています。負担している割に県の事業に費用が割かれているように見えますが、他市町からそういった意見は出ていないですか。

(担当課) 現状ではそういった意見は聞いておりません。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①積立金についての考え方について、積立年数や計画性などにかかる考えを整理することを県に対して求めること。
- ②予備費の81万円が据え置かれていることについて、特別会計に整理するなど、県に対して求めること。

開 会（市民委員審査：平成30年10月19日（金） 午前9時）

経済課 補助金－11 畜産環境対策推進事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

ふん尿による臭気が問題視されており、畜産臭気軽減に資する事業へ各種補助金を交付することで、畜産環境対策を推進していくこととしています。消臭敷料、消臭資機材の購入や、堆肥を市外へ排出することにより、臭気を軽減することができ、住環境の悪化防止を図っています。

内訳の額の変更をしたため、差し替えをお願いします。堆肥を市外に運搬するための費用を、昨年度の実績174万9,000円を考慮し、180万円の補助額としています。また、消臭用のコーヒークラフト敷料の購入費用として100万円、消臭資機材の購入費用として、大同大学との消臭実証実験結果に基づく乾

乾燥ハウスへの扇風機を導入するための費用を追加し、370万円となっています。

大同大学との消臭実証実験は、3年前から大同大学と環境課が共同して調査・研究を行っており、今年3月に実証実験の結果をとりまとめた結果、消臭資材を使用するよりも、扇風機にて水分調整をする方が、消臭効果がより得られることがわかりました。今年度、牛舎に実際に導入出来るかどうかの実験を行っており、来月より扇風機をつけての実験が可能になります。実験結果をもとに各牛舎に扇風機をつけて、早く乾燥させ臭気が匂わないようにするための機材を新たに160機、800万円の3分の1を計上したために金額が大きくなったものです。なお、全体の協議額は例年と同額で、650万円の枠の中で総額の金額を定めています。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) 大学との消臭実証実験結果より乾燥ハウスへの扇風機導入のために購入費を充てていますが、今まではモーレスキュー等の薬品で消臭していたものを、乾燥させるほうが効果的なため、切り替えるということでもいいですか。

(担当課) 切り替えるのではなく、大学の調査では、消臭資材を使用するだけでも水分調整をしたうえで、消臭資機材を使うことで効果がより高まるとの結果が出ているため、併せて使用していくこととなります。

(委 員) 一件のハウスに一件の乾燥施設があるのですか。

(担当課) 牛舎は平成29年の2月現在で39件あるため、160機の扇風機を各牛舎の乾燥施設に配備したとすると1件に対して約4機になります。全ての乾燥施設が扇風機を設置することは出来ないと思いますが、一定数はつけてもらいたいと思っています。今まで設置されているところではそれも活用しながら、敷地が広く数多くつけなくてはならないところは、4機では足りませんのでこれからも継続的に増やしたいと思っています。

(委 員) 最終的に乾燥施設にいくつの扇風機をつける計画で、いくらお金がかかるのか明確にしてください。

(担当課) 各乾燥施設に必要な扇風機の数は把握していません。

(委 員) 全体で扇風機は何機いるのか、経済課として考えをもつべきではないでしょうか。大学の机上の実験のみでなく、有効性を図ったうえで、実際にやってみてから機数を増やすのがよいのではないのでしょうか。

(担当課) 実際に11月より牛舎の担当者と話をし、実験をしていきます。

(委 員) 予算額と決算額が同額になっており、補助金が100%執行されて

いるように見えますが、市が提示した額に対して100%の申請がされているのでしょうか。運搬費等は潜在的な需要があるのを断っているのでしょうか。

(担当課) 平成28年度までは、運搬費の補助金に関しては申請を断ったことがあります。平成29年度予算と必要分の額の差が大きかったため、平成30年度より250万円へ予算の増額を要求しました。また、消臭資機材については、平成29年度は補助金の申請が多く額が足りなかったため250万円にしたのですが、平成30年度の実績として250万円までの支出がなかったため、平成31年度は実績に合わせて減額し、減額した分は扇風機の予算に充てています。

(委員) 始めは扇風機の機数は120機でしたが、160機へ変更していません。しかし全体の事業計画・必要基数が明確でないため、去年通り120機を維持するのか、臭気軽減のために扇風機の基数を多くして160機とするのか、どちらがよいか意見をお聞かせください。

(委員) 実際に使ってみて、効果を確認しないと補助金自体増額するのは難しいと考えます。結果をみてから増やすかどうか考えていくのがよいのではないのでしょうか。

(委員) 扇風機の機数を減らし120機とし、減額して、承認することとします。大学の実証実験だけでなく、実際に導入したときに効果があるかどうかをみていくことと、必要個数の計画を掲げてください。

【審査結果】承認：A1（承認条件）

- ① 扇風機の購入費について、160機から120機にすること。（減額）
- ② 実際に導入した時に本当に効果があるかどうか示すこと。その上で農家側の需要に合わせた設置個数の計画を来年度までに定めること。

経済課 補助金-22 中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

当補助金は、商店街の行う事業に対して補助を行い、商店街への集客を図るとともに、にぎわいを創出することを目的としています。半田運河沿いの周辺施設と連携し、四季折々の各種イベントを開催することで、市内外からの集客と中心市街地の活性化に寄与しています。

積算根拠ですが、300万円に対して市が100万円、愛知県が100万円、商工会議所が100万円を負担するという形で市、愛知県、商工会議所が1:1:1の割合になるような形にしております。前年度ご指摘のありました1:1:1の形を基本ルールとして、自己資金が負担割合に届かない場合は商店街の各個店から負担金を求めることで、負担割合を担保するようにしました。平成28年度

は収入の部の市が77万円支出しているのも関わらず、自己資金が42万円ではなく、1:1:1の割合が崩れているのではないですか、ということでしたので、平成29年度は、市と愛知県が100万円に対して、商工会議所の自己資金を108万3,478円となっています。平成30年度も市、愛知県で200万円に対して、商工会議所は245万円と予算を組んで実施にあたります。

前年度の会議で、中心市街地のみ補助金を出すということがいかなものかという議論がありましたが、中心市街地の閑散とした現況については、区画整理以後の状況は市としても一定の責任があると認識しており、半田市としても引き続きの支援が必要と考えております。

事前質問として、この補助金の必要性は理解しているが、にぎわいの目標をどのあたりにおいているのかが不明確であるとの内容を伺っておりますが、毎年経済課の職員で歩行者・自転車通行量調査を知多半田駅前及び半田駅前で行っておりますが、平成25年度の7,936人をピークに減少し、現在では6,500人から7,300人の間で推移しています。この数字が8,000人を超えることを目標にこれからも実施していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) どのようなタイミングで通行量調査を行っておりますか。

(担当課) 11月の第3土曜日に行っております。朝7時から夜7時までの12時間において、3か所で行っております。

(委 員) 自転車・歩行者通行量をみると、人数が減っているので、成果が下がっているように見えます。今の指標では、事業の効果がないと判断していくことになるのでしょうか。

(担当課) この補助の一定の効果はあると考えています。例えば中心市街地においてのにぎわいを図る違う指標としては、商店街のお店の消費額などがあげられると思いますが、今のところ一番妥当な指標として設定しています。

(委 員) 普段の通行量の人数とイベントをやった日の通行量との差をはかる等、もうすこし成果の見やすい違った指標を考えるべきだと思います。

(委 員) 新たな企画があれば教えてください。

(担当課) 平成30年度より補助の対象としている知多半田駅前を利用した、若手によるまちづくりの事業を行います。

(委 員) いまある店の活用に合わせて、新たな店の開店も視野に入れてはどうですか。

(担当課) 現在、商店街とクラシティが一緒になってまちづくりフェスタを行ったり、毎月ワークショップを行ったりしています。クラシティの中には知多カフェやビストロ等もあり、現在ある店の活性化に力を入れて

おります。

- (委員) そういうことであれば、クラシティの集客のためにハード事業として看板を立てるなどし、外からわかりやすく、中へ誘導するような働きかけをするのも良いと思います。
- (委員) 財務諸表の中の支出項目が、年度で異なっており比較しづらいです。補助対象経費は税抜になっていますが、税抜での補助になるかわかりませんので、明確にするようにしてください。
- (委員) 繰越金が増えているとのことで指摘があったようですが、平成30年度に今まで8万円程度であったホームページの更新業務が、25万円へ増額しているのはなぜですか。予算を使い切るための支出となっていないかどうかでしょうか。また、収支予算書を見ると、平成30年度のクーポン清算の金額が3,300円分×500本になっていますが、チラシには3,300円分×20本しか記載がないのはなぜでしょうか。
- (担当課) 現状として、年度前にたてた計画通りにいかないことが多々あります。予算と決算を見比べると乖離があるため、今後も確認をしていきます。
- (委員) 支出項目に対して疑問をもって、チェックした方がよいのではないのでしょうか。また平成30年度について、収入・支出が合っていません。こうした資料についても担当課でしっかり確認をしてください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 決算書のチェックを必ずすること。
- ② 収支清算書の税込表示、税抜表示で曖昧な部分があるため、分かり易い形にすること。
- ③ 補助金の使途がソフト事業に多く偏っているが、補助金額ありきの使い方になってしまう恐れがあるため、ハード事業で使うような事業の在り方を検討すること。

経済課 補助金－26 中心市街地まちづくり支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

民間企業において行っていた事業を、平成29年度の民間事業の廃業に伴い、商工会議所が受け継ぎ、市が事業に補助を出しています。商工会議所が実施するまちづくり推進事業に対し補助金を交付することによって、本市の中心市街地を社会的、経済的及び文化的活動の拠点とし、魅力ある市街地となるように進めています。

効果としては地域住民、商業者、関係団体とプロジェクトチームを組み、各種事業展開を図ることで、まちづくり機能の強化を図ることです。

協議額は、予算の額を限度額として、事業費の2分の1を補助率としており、総事業費450万円に対して225万円としています。

商工会議所は、中心市街地活性化ビジョンを策定していくため、去年の12月より若い商業者を集めて事業を進めており、中心市街地のまちづくりに対する機運が高まり、メンバーも積極的に市に頼ることなく事業を進められるよう、毎月検討を行っています。

また前年度ご指摘のありました、カガシヤの事業がこの事業と目的があっているのかという点については、平成30年度において商工会議所と話し合った結果そのもの自体が福祉に関連したことが多かったため、今年度で閉めることが決定しました。

また事前質問で頂いておりました、平成30年度中に企画事業の実施内容、参加人数、収支をカガシヤの火・木の述べ利用人数・貸室・イベントの場の利用状況について、及び3年間コンサル料を支払われているのですが成果を教えてくださいという内容についてですが、おとな食堂事業では6月から9月の毎月一回の4回で118人の参加があり、この事業費を補助金で負担しており、費用は発生しておりません。また日本福祉大の学生の企画において、学生と地域の大人と子供が交流を図る事業や、半田小学校のコミュニティー育成部会によって夏休みの宿題を早くやっつけよう！という事業を行って、事業費を支出しているとの報告を受けています。知多半田駅前では商店街連合会の半田DEマルシェとのコラボ企画として約500人が参加をしています。

またコンサルタント業務についてですが、アンケート、ヒアリング等を行った結果、地域コミュニティー事業・にぎわい創出事業・商機能強化事業として3事業を進めることとなり、半田まんなかプロジェクトとして議論する場を立ち上げ、チャンネルナイトをこの会議を中心に開催し、1,000人以上の参加者を動員することができました。カガシヤを空き店舗の拠点として立ち上げ、交流拠点として一定の成果をあげられました。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) カガシヤに充てられていた費用、またその家賃の8万5千円について、それを今後どうするのか教えてください。

(担当課) 商工会議所と協議していく必要がありますが、新事業での支出を考えております。平成30年度からコンサルタントを入れての新事業の検討をしており、一定の方針が出来てくると思います。なお、平成30年度のコンサルティング業務は地域問題研究所、平成29年度以前は商工会議所の中小企業診断士にお願いをしています。平成31年度はこれから検討していきます。いろいろな事案を次々と提案し続けることは難しいため、今後もコンサルティングを入れたいと考えています。

- (委員) 毎年コンサルタント業務に支出しているということなのですが、毎年ともなると相応の金額が必要となりますが、現状では、あまり必要性が感じられないように思います。個々の商店の人たちが収益をどれだけあげているか、成果を示せるようなコンサルティングの仕方であればよいのではないかと思います。また、自主的に行うような事業に対しての補助は自助努力を奪ってしまう形になってしまわないでしょうか。商工会議所と会員の各事業所に意識の乖離があると思われまます。必要な事業を組み立て、補助金を支払うという形がくずれているように感じられます。これからさらに取り組みが進み、お金をかけずとも事業を進めていけるような形になるといいと思います。
- (委員) 余剰金に関しては返還するのかどうか教えてください。さらに金額にこだわらず、支出すべき事業に対して、今後の用途を整理し支出することを念頭に置いて事業を行ってください。
- (担当課) 新事業を考えていく中で、現在調整をしています。また、実績額に応じて支払うため、余剰金は発生しません。
- (委員) 中心市街地での事業の計画をさらに固めていく際、もっと市側の考えを反映していくべきだと考えます。
- (委員) もしコンサルティングの事業、カガシヤの事業の二つの事業を終了してしまう場合には、この事業の中身がなくなってしまうと思います。商工会議所、若手の経営者とこんな事業をしていくなど、来年の事業をつめてから、補助金判定会議で提案できるようにしてください。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

カガシヤがなくなることや、コンサルタント委託をやめる今が、事業費や事業内容を見直す機会となるため、商工会議所と協議を継続すること。

経済課 補助金－14 半田商工会議所中小企業相談事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、国の認定を受けた経営指導員が経営相談指導を行うという内容の、商工会議所の中小企業相談事業に対し補助を行い、中小企業の健全経営による振興を図るものです。市内中小企業等に対し、商工会議所の中小企業相談所が経営相談や経営指導を行うことで、中小企業の経営が健全化し、本市経済の活性化及び安定化が図られます。積算根拠としては、総事業費から県の補助金と事業収入を引いて積算した金額のうち、315万円を限度額として補助をしています。以上で説明を終わります。

【質 疑】

- (委 員) 補助金の使途についてどこに充てられているか教えてください。また退職給与積立金ですが、毎年増えているのは妥当なのでしょうか。繰越金として積み上げるのには違和感があります。
- (担当課) 県対象事業から県補助金と事業収入を引いた金額に対して支払っているものであり、収支決算書のグレーの部分が補助対象事業費になります。また退職給与積立金ですが、正職員が7名おりますので、その人たちの退職金を積み立てており、積み立てたお金があることが経営の健全化の指標であるといえます。
- (委 員) 県の補助金は、平成28年から平成29年度で増額しており、平成30年度は減額しているのですが、積算根拠はどうなっているのでしょうか。補助対象経費の増減によって、連動して県の補助金は増減します。一般会計繰入金が増減しても市の補助金は定額なのでしょうか。また繰入金に対して一定のルールがあるのではないのでしょうか。
- (担当課) 予算ベースで計算をしています。年度の途中で補助金の申請をすれば、県から受け取った総額は予算より増額します。一般会計の繰入金が年度ごとに増減しているのは、県の補助金が増えることが一因になっていると考えられます。
- (委 員) 県の補助金のルールは理解していますか。収支決算書のグレーの部分が補助対象事業費であるというのは、その費用の何割が補助金なのか明確になっていないのではないのでしょうか。市も補助金額が固定ではなく、事業費に対して何割なのかというルールの方がわかりやすいのではないのでしょうか。抜本的な見直しが必要であると思います。

【審査結果】承 認：A2（承認条件）

- ①退職手当積立金がいくらあるのか明示できる資料を添付すること。
- ②一般会計繰入金、退職金積立金、県の補助金のそれぞれのルールを理解して、この補助金の在り方を抜本的に見直していくこと。

子育て支援課 補助金－1 放課後児童健全育成事業補助金（入所児童奨励費）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

本補助金は、市が放課後児童健全育成事業を委託している放課後児童クラブを利用する児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、平成13年度より交付している補助金です。

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に

対し、授業の終了後に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業で、現在、放課後児童クラブ20か所で委託した事業を実施しています。

この放課後児童健全育成事業は、公営で実施する市町がほとんどであるなか、半田市は全て民間事業所に委託し事業を実施しております。そのため、他市町の公営施設に比べ、保育の質という面では秀でていていると考えておりますが、全般に保育料が高い状況です。

入所児童奨励費は、保護者の負担軽減として、昨年度までは、ひとり親世帯と多子世帯のうち、前年度の世帯の所得が一定額以下の家庭に対し、所得に応じて保育料の3割ないし5割の補助を実施しています。

しかしながら、本市の年少人口比率が大きく減少し、平成27年度の国勢調査では知多5市の中で最下位となったなか、昨年度若い既婚女性を対象として実施いたしましたアンケート調査の結果から「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが、子育て世帯が理想とする人数の子どもを持つことを阻害する最大の要因となっていることが明らかとなり、さらに、その調査で放課後児童クラブ保育料の軽減を求める意見が最も多く寄せられました。

そのため、補助対象者をひとり親家庭や多子世帯に限定した制度であったものから、今年度より、家族構成に関わらず、前年度の世帯の課税状況に応じた補助へと制度を改めています。

この改正により、補助額の多寡はありますが、放課後児童クラブを利用する世帯のうち、92%弱の世帯の経済的負担の軽減につながるととともに、保護者が仕事等で日中家にいない家庭の児童が、経済的な理由で放課後児童クラブを利用できない状況を防ぐ効果を期待しています。

また、多子世帯につきましては、課税状況に関わらず、一律の補助とすることとしまして、子育て中の世帯が理想とする人数の子どもを持ってもらう一助としたいと考えています。

この改正により、協議額が昨年度と比べ大きく増額となり、4,562万4千円をお願いするものです。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) 対象が飛躍的に拡大しているのは、なぜでしょうか。

(担当課) 昨年度までは一人親世帯と比較的所得が少ない世帯に限定していましたが、今年度は家族構成に限らず、市民税の課税状況に応じて9,000円から3,000円までの幅の補助に変更したため、放課後児童クラブを利用する児童の92%の割合が対象になる見込みです。

(委 員) 1年生から6年生までに大体一か月いくらかかるか教えてください。

(担当課) 一番高い1年生で、基本保育料のそれぞれのクラブの平均は16,000円程、一番安い6年生で平均7,000円程になります。

(委 員) 1年生から4年生が対象で5、6年生が対象でないとすると、兄弟

が利用する想定で1年生と6年生の兄弟の場合、どのような補助が受けられますか。

(担当課) 上の子は対象外ですが、下の子は対象となり、世帯の課税状況に関わらず、補助額は9,000円になります。

(委員) 一年生の児童の利用は相当多くあると思うのですが、どう考えていますか。

(担当課) 保育料軽減の影響を加味した利用率の増加は、平成31年度は、15.04%を見込んでいます。今回の補助金の改正では、多くの世帯で大きく負担が減ることにはなりませんので、利用が大きく増加することはないと考えています。なお、施設の規模的には、利用可能人数にまだ余裕がありますが、仮に利用希望が定員を上回った場合には、小学校の余剰教室等を活用し、開設していきたいと考えています。

(委員) 現在20施設としていますが、これはどれくらいの人数の利用を見込まれていますか。

(担当課) 委託申出書に記載の定員数は、合計で1,104人になります。ちなみに、平成30年度当初の登録数は、828人になります。

(委員) 放課後児童クラブを利用する児童の92%の児童が減額になるということですが、828人の在籍の92%ということですか。

(担当課) 5、6年生を除いた割合になります。その中で適用範囲である同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の5、6年生も何人かいます。また、生徒の年齢が上がるにつれて、親御さんの収入がふえることもあるため、90%を切ってしまう事も考えられます。

(委員) 今年の4月から改正した内容で行っていますが、現状としては、828人より増加したのですか。

(担当課) 今のところ大きな反響はありません。

(委員) 市民の方は金額的には足りないと感じているのでしょうか。

(担当課) 課税状況により補助が大きく受けられず、金額的に変わらない場合もあります。多子世帯は改正の恩恵が大きいと考えています。

(委員) 支払は保護者ではなく、事業所に支払うのでしょうか。

(担当課) 保護者に支払うと、児童の保護者に一旦負担して頂く必要が出てしまうので、保護者の負担軽減分を差し引いた分を、保護者の方にお支払いいただくという形をとります。

(委員) 補助対象世帯には、その世帯がいくら補助されるという通知をしているのですか。

(担当課) はい。事業所に通知をするタイミングで、保護者にも通知をします。

(委員) 事業所にきちんと補助金としての意義を理解してもらえるようにしてください。また指定の金額より、減額の分を引いて金額を表記す

る場合、様式を統一してもらえるとより良いかと思えます。

(委員) 利用者から保育料を回収出来なくなったときには、ただちに児童を退所扱いはすることはできないと思えますので、補助金の分だけ事業所に入るような形になると思えますが、それが滞納を助長するようなことはないですか。

(担当課) 未納がある世帯については、事業所から働きかけをしていただいています。

【審査結果】承認：A1

子育て支援課 補助金－2 放課後児童健全育成事業施設設備費等補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

本補助金は、市が放課後児童健全育成事業を委託している放課後児童クラブの行う施設整備等に対する補助金で、平成17年度より交付しています。先ほども申しあげました通り、放課後児童健全育成事業は公設公営で実施する市町がほとんどであるなか、半田市は近年まで民設民営の事業所への委託のみで事業を実施しています。現在は20クラブのうち、4クラブが小学校内の公設施設で実施となりましたが、16クラブは民設の施設で事業を実施していただいています。

本補助金は、そうした民設クラブ間の施設格差の是正や、児童の保育環境の向上を図るため、各クラブが行う運営上必要な施設改修や備品購入に対して補助を行うものですが、施設・設備面の安全確保や環境改善のため、補助の継続が必要であると考えています。

しかしながら、今後は児童の移動の安全の確保や学校の余裕教室の活用も考慮し、利用者の増加等により新たな児童クラブが必要となった際や、今後予定されている小学校施設の長寿命化や改築工事に併せて、学校施設内での設置を進め、公設化を図りますので、この補助金も縮小していくこととなります。

平成31年度の協議額は、各団体からの31年度に向けた要望に基づき、実施内容を審査し算定したもので、408万2千円をお願いするものです。

なお、昨年度、補助金判定会議におきまして、補助金のスキームに透明性を持たせるためにも、補助基準を明確化することの承認条件をいただいています。31年度より、補助の適用は、施設改修につきましては、児童の安全対策として必要な改修と、衛生管理上必要な改修又は不備箇所を修繕するための改修に限ることとし、備品購入費につきましては、市の基準に基づき1点2万円以上の物品に限ることとしています。以上で説明を終わります。

【質疑】

(委員) 物品等購入分での補助金について、内容の精査はしていますか。

- (担当課) 事業所より申請を受けてヒアリングを行い、必要な物品を確認したうえで、補助決定を出しています。
- (委員) 施設整備分と備品等購入分の線引きはどう引いていますか。施設整備分での補助金であると10分の9になり、備品等購入分での補助金であると10分の10になるとは思いますが。
- (担当課) 通常市で発注を行ったときに工事費で行うかどうかを基準に、線引きしています。
- (委員) 備品等購入分での補助金のように全額補助の仕組みの場合、何が今どれだけ必要かということを確認して補助する必要があります。備品等購入分での補助金を払った場合は、そのものに対してシールを張る等区別しないと、引っ越しをした際には私物化も出来てしまうような気がします。
- (委員) 場所について、借りてやっている場合、出ていかなければならない等の心配はありませんでしょうか。
- (担当課) 多くの事業所は借りた施設で事業を実施していただいております。家賃補助としてお金を支出しています。賃料の支払いの面では心配ありませんが、貸主の都合で出ていかなければならない場合も考えられます。昨年度、学校教育課で、学校更新計画を策定していますので、計画も考慮しながら、学校内への設置を進めていきたいと考えています。
- (委員) 保護者や児童は学校にクラブがあることを望んでいるのでしょうか。
- (担当課) 既婚女性を対象にしたアンケートでは、学校の中になくことへの不満の声も複数寄せられています。
- (委員) 平成29年度に改正していますが、以前の仕組みを説明してください。
- (担当課) 1クラブ上限30万円、最大5クラブの適用をしていました。
- (委員) そこで児童の増加を目標に補助金を支出してきましたが、平成29年度の現行制度の施設整備や備品購入に支出する仕組みを今後見直すべきと考えます。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 10/10の補助の仕組みが適切か見直すこと。
- ② 補助金の趣旨と照らして適切な仕組みを考えること。施設整備分は、借家で運営している団体が移動した場合のルールについて、また、備品等購入分は、備品台帳や備品シールなど、市の補助で購入したものが適切に使われるようにフレームを見直すこと。

建築課 補助金-2 非木造住宅・建築物耐震診断事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助は、大地震の際に建物の倒壊による災害の発生を防止することを目的とし、倒壊の可能性がある木造以外の住宅、及び建築物の耐震診断、耐震改修工事の費用に対し補助をするもので、平成20年度より実施しており、大地震への備えの対策として、国の耐震化推進の方針もあることから、継続した事業実施が必要ととらえております。

補助の対象と額ですが、国の補助メニューに従い、補助要綱で規定をしており、実績については、これまでに、平成28年度に、1棟の共同住宅の耐震診断、平成23年度、25年度、26年度、27年度、28年度に各1棟、計5棟の集会施設や商業ビルなどの建築物の耐震診断について補助をしております。

平成31年度の協議額は、これまでの実績を考慮し、非木造住宅の一戸建1件、一戸建以外（共同住宅）1件、及び建築物1件の耐震診断費補助について、それぞれ補助限度額の86,000円、48万円、120万円、また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、震災時の広域避難や応急対策活動などに重要となる道路である第1次緊急輸送道路に面し、地震時の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、耐震診断が義務づけられた建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）が市内に1棟存在しており、この物件の耐震改修費への補助として補助限度額の9,561千円、計11,327千円を、補助金等執行協議書に記載のとおり協議額とさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

【質 疑】

（委 員）当初予算で、予算化しないと国費・県費がつかないのでしょうか

（担当課）はい。基本的には難しく、補正予算だと国費がつかない可能性が高いです。法律で義務付けをしているものの、自治体で補助がなく、ニュースになったこともあります。

（委 員）耐震改修補助の対象建築物は明らかになっているのでしょうか。

（担当課）昭和56年6月以前建築で緊急輸送路に面している建物が対象で、人の多く集まる建築物などが耐震診断の義務づけがされました。半田市内には1棟あります。この物件の耐震診断については、愛知県が耐震診断を義務付けた建物ですので、県が全額補助で診断を進めております。診断後の改修の可能性を考え、耐震改修への補助には市の補助制度が必要となりますので、予算措置するものです。

（委 員）非木造住宅などに対して本当に耐震診断をしなければいけない建物の件数はどれくらいあるのでしょうか。

（担当課）一戸建てと共同住宅との区別まで把握できておりませんが、非木造住宅は350戸です。耐震診断の補助実績は共同住宅1棟で、一戸

建て住宅は実績を残せていません。一戸建て住宅については、木造は簡易な形で耐震診断を46,300円で無料耐震診断として、行っているのですが、非木造は規模が小さくてもビルと同じように行う必要があり、時間も費用もかかります。一棟につき130,000円の対象費用に対して3分の2を補助するため、86,000円の補助制度としています。

(委員) 新設する耐震改修補助の物件について、診断をする中で改修が必要であるとわかった場合は、補助がもらえるのでしょうか。補助金は施策を誘導するものであるため、もし申請があれば補助金の予算措置をすればよいのではないのでしょうか。

(担当課) 市の補助金の仕組みがないと、いざというときに補助出来なくなるため、耐震診断の結果をうけて改修の必要のある住宅があれば、補助を行い、設計・改修を行っていくということになります。今回対象としている物件の耐震診断の結果は出ておりませんが、耐震改修の可能性を考慮して予算措置をしています。

(委員) 状況把握をしたうえで、耐震診断結果を基にした議論をするべきではないのでしょうか。予定がなかった改修をする場合は国費がおりないことがあります、と伝えていくことが本筋ではないのでしょうか。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①協議額の予算が必要なのか、耐震診断の結果を確認すること。
- ②対象物件について、事業を実施する意思があるのか確認すること。

保健センター 補助金－1 休日夜間診療運営費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、休日及び平日夜間における市民への初期救急医療の確保のため、半田市医師会による緊急在宅当番医制の休日・平日夜間診療業務の運営費に対し補助金を交付するもので、平成16年度から続いております。

平成31年度の協議額は、診療日数の増減により3万5千円の減額となっております。

平成29年度は9,205件の受信があるなど、多くの市民が利用しております。今後も、市民への診療時間外の急病に対する「安心」の提供のため、継続的な交付の継続が必要と考えております。また、この制度がなくては、地域医療支援病院としての半田病院の時間外診療の増加により地域の救急医療制度の適正運営の支障になることも考えられます。

積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおり、県の補助事業であった平成15年度の基準額を準用し、休日夜間診療運営費補助金交付要綱に

基づき計算しております。

事前質問でいただいた件について、一点目、「2. 協議額 算定根拠」の基準額が平成15年のものが利用されておりますが、現状に即しておりますでしょうか。近年の指標となるものはないのでしょうかというご質問ですが、平成16年度に県から委譲された事務であり、平成15年度に終了となった愛知県救急医療施設等運営補助金の金額をそのまま据え置いているものになります。平成16年度に三位一体改革により補助金から地方交付税措置となり一般財源化されたため、現状では新たな基準額はありません。他市町の現況に照らした場合、増額となる可能性が高いと言えますが、この金額で一般社団法人半田市医師会と協議し、現在のところ増額要望は出ておりません。次に二点目、「3. 交付実績等 繰越金」の金額が、別紙3の「事業収支一覧表」からの転記だと認識しております。その「事業収支一覧表」の「収入額」「支出額」なのですが、「正味財産増減計算書」の経常収益、経常費用のみの数字であり、前期からの繰越金、経常外増減並びに法人税、住民税及び事業税の数値が反映されておられません。従いまして、ここでの「繰越額」は単年での経常収支額となるのですが、一般的な捉え方としての「繰越金」は「正味財産額」になるかと思えます。現状の記載方法になる理由を教えてくださいというご質問ですが、交付先団体が、当該年度の主たる事業において、現状の収入にて健全な経営がなされているかをわかりやすく示すため、あえて税金などの金額を省いた経常収支の金額を「事業収支一覧表」に記載しています。従いまして、ここでの繰越額は経常収支となります。

以上で説明を終わります。

【質 疑】

- (委 員) 休日夜間の補助金について、この医師会全体の収支決算書では明確に確認できません。
- (担当課) 平成25、26年度あたりは収支計算書がついており、これについて補助金の収支がみられるような表でしたが、近年変更計算書の形がかわり、提出できないとのことでした。
- (委 員) 補助金の適正化を原課ではどう判断していますか。
- (担当課) 医師会の経営状態をこの表にて確認をしております。またこの補助金は一旦医師会に入りますが、個々の夜間診療をしている病院に入ります。
- (委 員) 医師会に一旦入るということは医師会の収入になっているということなので、医師会でどう補助金が使われているのかを明確にするべきではないでしょうか。また本当に医師会から病院に払われているのかどうか確認していますでしょうか。この計算書からでは数字はわからないので、実態がわからないと補助金の適正さを考えること

は出来ないのでしょうか。

(担当課) 現在詳細を把握していません。

(委員) 県の補助金の金額を基にして金額の設定を行っているのだとすれば、県の方に積算根拠を確認したらよいのではないのでしょうか。

(担当課) 県に確認したのですが、詳細については確認が出来ませんでした。

(委員) 補助金の使途の内訳、金額の妥当性を明らかにしてください。基準額が医師会を通して病院にお金が入っているとのことですが、実態を確認するには、その詳細がわかるような収支決算書をつけてください。

【審査結果】 保 留：B

補助金の適正な支出を判断する資料を整えること。